

平成28年決算審査特別委員会会議録（第4日目）

平成28年11月2日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 3時40分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

質疑

平成27年度一般会計歳出（8土木費～14予備費）

平成27年度各特別会計

平成27年度各企業会計

平成27年度決算全般

採決

認定第1号 平成27年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成27年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成27年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成27年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成27年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成27年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成27年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成27年度士別市水道事業会計決算認定について

認定第9号 平成27年度士別市病院事業会計決算認定について

閉議宣告

出席委員（17名）

委員長	十河剛志君	副委員長	大西陽君
委員	井上久嗣君	委員	岡崎治夫君
委員	粥川章君	委員	喜多武彦君
委員	国忠崇史君	委員	斉藤昇君
委員	谷守君	委員	谷口隆徳君
委員	丹正臣君	委員	出合孝司君
委員	遠山昭二君	委員	松ヶ平哲幸君
委員	村上緑一君	委員	山居忠彰君

委員 渡辺英次君

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
市立病院副院長	三好信之君	総務部長	中峰寿彰君
市民部長	法邑和浩君	保健福祉部長	田中寿幸君
経済部長	井出俊博君	建設水道部長	沼田浩光君
朝日総合支所長	藤森裕悦君	市立病院事務局長	加藤浩美君
総務部次長兼新庁舎準備室長兼財政課長	中舘佳嗣君	総務部総合企画室長	東川晃宏君
市民部次長兼環境生活課長	千葉靖紀君	保健福祉部次長兼こども・子育て応援室長	佐々木幸美君
健康長寿推進室長兼介護保険課長	米谷祐子君	経済部次長兼国営農地再編推進室長兼農業振興課長	藪中晃宏君
建設水道部技監兼土木管理課長	工藤博文君	朝日総合支所次長兼地域住民課長(併)生涯学習部次長	長南広基君
総務課長	青木伸裕君	子育て支援課長	藪中洋行君
商工労働観光課長	徳竹貴之君	市立病院事務局経営管理課長	池田亨君
財政課参事	丸徹也君	環境生活課参事	大留義幸君
総務課主幹	水留啓諭君	子育て支援課主幹	青木秀敏君
市立病院事務局経営管理課主幹	岡田英俊君		
教育委員会教育長	安川登志男君	教育委員会生涯学習部長	村上正俊君

生涯学習部次長 兼学校教育課長	鴻野弘志君	合宿の里 推進室長兼 スポーツ課長兼 総合体育館長兼 青少年会館長	加納修君
生涯学習部次長 兼図書館長 兼生涯学習情報 センター所長	水田一彦君	生涯学習部次長 兼地域教育課長 兼朝日公民館長 兼あさひサンラ イズホール館長	漢幸雄君
中央公民館長	輿水賢治君	学校教育課主幹	増田晶彦君
中央公民館主幹	庄司伸一君	スポーツ課主幹	坂本英樹君
学校教育課主査	増田晶彦君	学校教育課主査	伊藤勉君
中央公民館主査	池田大君	スポーツ課主査	佐藤寛之君

農業委員会会長	松川英一君	農業委員会 事務局長	金章君
---------	-------	---------------	-----

監査委員	吉田博行君	監査委員 事務局長	竹内雅彦君
------	-------	--------------	-------

事務局出席者

議会事務局長	浅利知充君	議会事務局 総務課長	岡崎浩章君
議会事務局 総務課主査	前畑美香君	議会事務局 総務課主任主事	粕谷幸広君

(午前10時00分開議)

○委員長(十河剛志君) おはようございます。

ただいまの出席委員は全員であります。

これより本日の委員会を開きます。

○委員長(十河剛志君) 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名したとおりであります。

○委員長(十河剛志君) それでは、昨日に引き続き一般会計歳入歳出決算について質疑を行います。

本日は、第8款土木費からの質疑ですが、土木費については通告がありませんでしたので、次に移ります。

第9款消防費の質疑に入ります。

第1項消防費について御発言ございませんか。村上緑一委員。

○委員(村上緑一君) きょう、決算最終日ということで、朝一ということでもよろしくお願ひしたいと思います。

また、この質問の前に、この大雪の中、まだ大豆の収穫、ビートの収穫が終わっておりません。土別管内で100ヘクタール前後の大豆、56ヘクタール前後のビートがまだ畑の中に残っております。一日も早い天候の回復を願うとともに、収穫がスムーズに進むことを願ひまして質問に入りたいと思います。

それでは、消防費の中の防災対策資機材整備事業について伺います。

本市においても、今年の大雨、台風があり、水害が発生した中で、市民の避難などもあり、改めて防災に対しての備えの必要性を考えさせられた年になりました。

そこで、今回、河川防災ステーションに備蓄食料や防災機材を整備しましたが、まだ防災に対しての整備事業が今後必要なのかを伺い、また、本市においても防災計画はありますが、今後、防災整備計画が必要でないかということを考えておりますけれども、本市の考えをお聞きしたいと思います。

○委員長(十河剛志君) 総務課、青木課長。

○総務課長(青木伸裕君) お答えいたします。

本市の防災対策資機材整備につきましては、平成23年の東日本大震災を転機といたしまして、これまで備蓄食や毛布などを整備しているところであります。そこで、今後の整備につきましては、近年増加しております夏場の大雨、ゲリラ豪雨ですとか、冬場の豪雪、暴風時における帰宅困難者への対応に加え、先ほど委員からもありました本年8月の台風と大雨による災害時の反省などにつきまして、それらの教訓も踏まえた中で、今後、資機材整備、備蓄食の更新などを継続してまいりたいと考えております。

また、本市におきましては、物資及び防災資機材の整備、確保に関する計画としまして、地

域防災計画におきまして、資機材の整備、充実を図ること、市民に対しても生活必需品などの備蓄について周知、啓発を図ることと定めておりますが、それのみとなっております、物品や数量を個別・具体的には定めておりません。これまでの防災資機材の整備につきましては、総合計画における防災対策推進事業といたしまして、各年度の計画を立て、整備を進めているところであります、また、毎年総合計画のローリング作成時におきましては、実際の災害時の対応や教訓、市民ニーズに的確に対応できますよう、随時見直しを行いながらローリング作業をしております。

委員お話のとおり、防災整備計画、または整備計画などについては、既に策定されている他自治体もありますことから、今後それらについて調査研究を進めながら、その計画策定に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） ぜひ防災計画とセットで整備計画を進めていただきたいと思います。

また、次に、今回の整備した防災用機材、備蓄食、新規事業の指定避難所整備事業でプライバシースクリーン、またマットなども購入しましたが、今回の災害対応などで28年度、今回の災害ですね、その中で、避難所に利用して役に立てたのか。また、利用した市民の感想などもあれば伺いたいと思います。

この備蓄食が今現在何食あるのか。また、今後何食必要としているのか。また、賞味期限、食味も含めて伺いたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 水留主幹。

○総務課主幹（水留啓諭君） お答えいたします。

避難所用のプライバシースクリーン、緊急避難用マットにつきましては、近年、大雨の際に避難所を開設する機会が多い温根別地区のJA北ひびき温根別支所に配置をしております。JA温根別支所は、2階の部屋に避難をしなければならない状況にありまして、高齢の方や足の不自由な方には利用しづらい避難所であることから、2階の部屋とあわせまして、1階の空きスペースにも避難ができるよう備品を整備したところでありますが、本年8月の災害時には、日中につきましては2階の部屋に避難をしていただき、また、夜間にはつくも青少年の家やサイクリングターミナルに避難所を移動しましたことから、実際に活用する場面はありませんでした。また、備蓄品の避難所用の毛布を活用したところですが、真夏での避難ということもあり、避難された方からは、毛布ではなくタオルケットが欲しいという声もあったところがあります。

次に、備蓄食につきましては、現在備蓄をしている1,600食を目標に、これまで整備を行ってきておりまして、現在は1,600食のうち、毎年賞味期限が切れるものについて更新を行ってきております。備蓄食の賞味期限につきましては5年間で、その種類につきましては、白米のほか、五目御飯や梅わかめ御飯、エビピラフ、チキンライスなどの御飯製品のほか、カルボナ

ーラ味の Pasta 製品、パン、肉じゃが、ようかんなど23種類の長期保存食を備蓄しております。

8月の災害時の避難者の食料は、市内コンビニエンスストアやスーパーから調達が可能でありましたことから、備蓄食を避難者の方に提供する機会はありませんでしたが、8月20日に開催をしました北光自治会水防研修会や9月3日の防災に関する公民館講座において、間もなく賞味期限を迎える非常食を市民の方に試食をいただいた際には、種類が豊富で飽きが来ないですとか、ふだんの食事として食べられるくらいおいしいとの声をいただいているところであります。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） そういった資材、マットとか段ボールベッドですね、そういう方で利用したんですけども、今の食材にしる備蓄食、やはり賞味期限もありますので、今おいしいという話を聞いたので、ぜひ私たちも味わってみたいですけども、本当に一般市民の方にせっかくこういう災害に利用することが、やはりその備品としてのものの役目だと思うんですけども、今回はちょっと利用が少なかったということなんですけれども、食材も含めてね。ちょっとそのことで、今後利活用を進めるに当たっての考えをお願いしたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 青木課長。

○総務課長（青木伸裕君） お答えいたします。

今、委員のお話のとおり、せっかくの備品でございますので、どんどん活用させていただくようには考えております。今回の災害につきましては、今お答えしたとおり、活用する場がなかったという部分になりますし、備蓄食より市内スーパーなどで調達できるお弁当類については、温かいもののほうが避難者のためにはなるということで、今回はそういう手法をとらせていただきましたが、今後につきましては、先ほども申しました備蓄計画なりでしっかりと幾つ必要なのかという部分を踏まえつつ整備に当たってまいりたいと考えておりますし、どんどん活用する場を、活用する場がないのが一番いいことなんですけど、一番災害時にどのようなものが必要なのかを再度研究させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） ぜひそういった形で備品がどれだけあるのか、すぐこの場で必要なのかを含めて考えていただいて、今後計画を進めていただきたいと思います。

最後に、今回道内においても、河川の氾濫により甚大な被害が出て、激甚災害の指定を受けていた地域も数多く、被害の復興がまだ進んでないのが現状であります。今、国・道は水防法の洪水予報河川、水位周知河川の徹底を図るとともに、河川の氾濫の前に、連絡を早めるために、住民の安全を確保するために今進めようとしておりますが、今回の教訓がこういう形になったと思いますけれども、本市もこの天塩川流域に沿って枝川が多く、この地域も今まであと1～2時間雨が降ったら本当に川が氾濫していたという場面も多々ありました。その中で、こ

の河川が氾濫しないためにも、今後、河川の管理、改修を国・道に強く求めていただきたいと思います
と思いますけれども、こういった考えもちょっとお聞きしたいですけれども。

○委員長（十河剛志君） 青木課長。

○総務課長（青木伸裕君） お答えいたします。

市としての要望の関係でございますが、これまで災害時に限らず、地域から、自治会などからの要望、または現地調査をする中におきまして、河川の改修、維持管理に関する要望を国・道にこれまでも毎年提出しているところでありますが、今回の災害に当たっても、各自治会、地域から要請がありましたことから、道に対して要請はしているところであります。これらは当然引き続き要請してまいります。

また、上川地方総合開発期成会といたしまして、秋の中央要請活動を実施する予定でございます。この夏の災害の復旧・復興に向けた支援はもとより、河川や橋梁などの施設の防災・減災対策の推進などについて地域要望事項として現在調整をしているところであります。このほか、さまざまな機会を通しまして、国・道に要請をしてみたいと考えております。

また、委員お話のとおり、あと1～2時間雨が降り続いたらという部分でございますが、このたび夜中、子どもも災害対策本部という形で夜通し河川の管理、水位の上昇などを見てまいりました。お話のとおり、あと1～2時間降り続いたらという部分では危機感を覚えているところであります。

こういった部分からも、今回の災害時においても、国に対して災害対策現地情報連絡員の派遣を要請しておりまして、非常に多くの情報を収集できたところです。これについても引き続きこういった災害時については派遣を要請してみたいと考えております。また、北海道に対しましては、大雨の際の河川管理に係ります情報交換や連携した防災対策、また河川改修に係る情報交換について、事務レベルの協議、打ち合わせなども今後進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 第10款教育費の質疑に入ります。

第1項教育総務費について御発言ございませんか。谷 守委員。

○委員（谷 守君） それでは、私のほうから奨学資金貸付事業についてお聞きしたいと思います。

私は以前からこの問題については、一般質問でも何度か質問させていただいておりますが、今回もこの制度の運用の仕方、そしてこの基金の総合的な考え方について再度確認していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、決算書39ページ、奨学基金繰入金というのがあるんですけども、27年度の実績が111万1,800円、これは貸付金に対して返済してもらった元金が、貸付金のほうが111万1,800円上回ったから繰り入れしたということだと思うんですけども、そういった形で一番最後の基金の残高を見てみますと、単純にその数字になっていない。この差額というのは、この基金

に対して寄附金があったかと思うんですけれども、直近の寄附金の件数、状況等を教えていただきたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 学校教育課、増田主幹。

○学校教育課主幹（増田晶彦君） お答えいたします。

直近の寄附金の状況でございますが、平成25年度におきましては、札幌ふるさと会様より38万円の寄附をいただいております。また、平成26年度につきましては、同じく札幌ふるさと会様より36万円の寄附、平成27年度におきましては、同じく札幌ふるさと会様より30万円の寄附、また、市民の方、士別にゆかりのある方、さらに元小学生の方、3名の方から200万円の寄附をいただいております。

以上でございます。

○委員長（十河剛志君） 谷委員。

○委員（谷 守君） わかりました。ありがとうございます。

そういった形で、今度はまず1点目にお聞きするんですけれども、この27年度の貸付額、成果報告書で具体的に書いてあるんですけれども、66ページの上のほうですか、総数で30人に対して856万5,000円、そして先ほどから言ってますように、それに対して返済してもらった元金が745万3,200円、それで差額、基金の繰入金が111万1,000円というふうになっているんですけれども、そこで、この39ページの当初の予算が370万というふうになっております。

引き続きこの26年度の数字も拾ってみましたら、融資の貸付額が942万円、返済元金が835万3,000円、差額の基金繰入金が106万6,000円ということになっております。しかし、26年度の基金として繰り入れる予定は409万円ということで、これは当初からというか、現在貸付金を貸している分について、その年度、年度である程度元金収入というのが読めるかと思うんですけれども、そんな中でちょっと何百万かの開きがあるというふう思うんですね。

予算を立てる場合には、当然収入は抑え目で、支出は慎重に見て多目にとというのは当たり前のことだと思うんですけれども、ところが、この28年度、今期のものの数字を見てみますと、実際に貸付額が654万5,000円、そして返済元金の予定が550万ということで、基金からの繰り入れ予定予算が110万ということで、ほぼぴったりの数字が計画されているんですけれども、この辺は繰り返すようなんですけれども、返済元金はある程度わかっているんですけれども、この辺の200万、300万の開きというのはどの辺から出てくるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 増田主幹。

○学校教育課主幹（増田晶彦君） お答えいたします。

委員お話のとおり、各当該年度におけます奨学金の予算につきましては、その年度に返還されるであろう元金収入から必要とされる予算を差し引いた分、不足している分を基金から取り崩し賄っているという状態でございます。これまで各年度において、当初予算におきましては、既に償還が始まっています奨学金の返済予定額、これに新たに償還が始まる奨学金の返還額、

こちらにつきましては、基本的に奨学金につきましては10年をもって返還するという最大年限を定めているものですから、最大年数の10年で割り返した分を追加して、そこで足りない分に対して基金繰入額ということで当初予算を編成してございます。

しかし、実際償還が始まりますと、こちらで10年で見ていた新規貸付者の部分につきましても、基本的には10年を待たず、5年ないし4年等で早期に返済の方が比較的多いという事実がございまして、実際各当該年度、特にここ26、27年におきましては、当初予定していたよりも多くの償還があったことから、最終的に当初予算を下回る基金の取り崩しということになってございます。こういった事実を踏まえまして、本年、28年度からは更に予算編成の段階でこれまでの実績を加味して、より整合性のとれる予算とるように見直しを図った結果、本年度の110万円という基金繰り入れの予算編成となったものでございます。

以上でございます。

○委員長（十河剛志君） 谷委員。

○委員（谷 守君） 非常に丁寧に御説明いただきましてありがとうございます。

結局より詰めていくと、今年度の状況になってきたというふうに思います。事前の聞き取りや何かでも、長期スパンといいますか、返済元金の予定が、確実に大学生であれば10年、11年という期間がありますから、そんなに長期の中で返済元金の予定が計画されていなかったのではないかというふうに自分は想像して今回聞いたところでありますけれども、そういった状況の中で、今後の事業の予定がどうなのかということをちょっと確認していきたいと思うんですが、その前に、以前にこの奨学資金については金額等の充実はできないのかということで質問した場合には、当然貸し出しのほうが多くなって、基金がパンクしそうな状況になるので、それはできないということでありました。

そういった形で、長期の形で見れば、過去に21年、22年に大学生の奨学金を1万8,000円から2万5,000円に上げましたよ、そして、その翌年に償還期間を7年から10年に上げましたよと、こういう形をやった場合には、当然長期計画の中では不足してくるということはもちろん切り切っていることなんですけれども、そこであえてそれを聞いた場合には、ちょっとそれは計画されていたかどうかはわからないですけれども、より困窮した人に援助していきますよという支援に変わっていったということで、冒頭申し上げましたこの基金の運用については、やっぱりその辺を見ながら本当にやっていたのかということを確認したかったと思うんです。

それで、現状で決算資料の後ろのほう、266ページですか、債権ということで奨学資金貸付金ということで載っておりますけれども、決算年度末現在高5,912万9,500円あります。それで、同じくこの基金の残高が267ページ、奨学金の残高667万7,000円ほどあります。基金の総額の前原資としては、この基金の660万と貸している残高5,912万を足して、総額6,500万程度になるかと思うんですけれども、これが基金の総枠の前原資というふうに捉えていいかと思うんですけれども。そうすると先ほどから言いました大学生であれば、卒業して1年間の据え置きがあ

って、最長10年までということになれば、最高考えて10年、11年スパンで6,500万を単純に10年、11年で割れば、600万までいかないにしても、500万強の奨学金は毎月黙っても確保できるというふうな試算が立つと思うんですけども、そういった形で今後の見込みといたしますか、この事業、今までは大盤振る舞いではないですけども、900万、1,000万弱の形で貸し付けしていたものを、一般資金から繰り入れができないということで、あくまでもこの基金の残高で運用していくのかどうなのか。完全にその基金で運用するとなれば、そういう数字ということになりますけれども、その辺の見込みというか、事業の予定をちょっと今の範囲で教えていただきたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 鴻野生涯学習部次長。

○生涯学習部次長（鴻野弘志君） お答えをいたします。

数字的なことにつきましては、委員今おっしゃられたお見込みのとおりということでございます。ただ、本市の今後の奨学金の状況、これは財政全体を見据えた中での考え方ということも出てくるところでございます。そのようなことから、当面につきましては、基金からの繰り入れを可能な限り行わないような制度の運用を行っていきたいということで、基金残高がある程度回復することによって、貸し付け枠または金額についても検討をしてみたいと現段階ではそのような考えでございます。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 谷委員。

○委員（谷 守君） ぜひそういった形でタイムリーな運営をしていただきたいなと思います。

そこで、お聞きしますが、この基金の今度は申し込み受け付け関係でちょっと確認したいと思うんですけども、これは申し込みする時点で奨学生願書、成績証明書、所得証明書等を出して申請するということになります。その中には連帯保証人を立てて申請するというにはなっているんですけども、例えばこれは4年制の大学であれば、毎年毎年1年ずつの申し込み、申し込み期間がたしか3月か4月ぐらいの年度初めの一月、二月程度だったと思うんですけども、そういった形で申し込み期間となっています。

ほかの国の奨学金もそういう扱いかもしれないですけども、私ここで言いたいのは、これをより事務の効率化ですとか、また借りるほうの側にとっては、毎年毎年当たるのか当たらないのかと不安感もあるでしょうし、また申し込み手続の多さというか、簡素化を心がけていったらいいんじゃないかなというふうに思います。通常は困って申し込むわけですから、極端に所得も上がるということでない。皆さん困窮してやむを得ず借りるところが妥当だと思いますから、その辺は1回の申し込みで済まないのかどうなのか。

そして、事務的にも1人の担当者が毎年同じようなことを1学生に対して4回も行うという形になるかと思うんですけども、そういった中で、冒頭申し上げました将来の償還金についても一括して管理できるんじゃないかなという、いろいろな面でスムーズになるように思うんですけども、そんな形でこれは1年ごとの申請というのを見直せないかどうかということ

で提案したいと思うんですけども、どのようなお考えかお聞きしたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 増田主幹。

○学校教育課主幹（増田晶彦君） お答えいたします。

奨学金につきましては、士別市奨学金貸与条例第1条に定めておりますとおり、経済的理由により就学困難な者に貸与するという前提がまずございます。このことから、判定に当たりましては、保護者等の経済状況を毎年把握する必要があるというふうに考えてございます。また、希望する方全員にお貸しできればいいんですが、どうしても貸与できる人数が限られておりますことから、今お話ありましたとおり、4年間というふうにお貸ししてしまいますと、新規の貸し出しという部分で人数が限られてくると、制約を受けるということがございます。

現在、判定の際に最も重要視していることが各家庭の経済状況ということもございますので、今後も経済状況を確認するという点から、1年ごとの確認ということはしていきたいというふうに考えてございます。ただ、委員のお話にありましたとおり、例えば連帯保証人等の簡素化できる書類という部分につきましては、内部でも検証しながら、より事務の効率化、それから申請する方の利便性というところを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（十河剛志君） 谷委員。

○委員（谷 守君） ぜひいろいろな形で検討していただきたいなと思います。

それで、最後になりますけれども、これも私以前に看護師の返済不用の奨学金のような奨学金制度ができないのかというふうに話をしたことがありますけれども、その関連についてちょっと取り上げたいと思います。

政府も返済不用の給付型奨学金の創設が検討されている状況になっております。また、専門的人材の確保ですとか、若者の定住促進という意味合いで、貸与された奨学金の返済を支援する自治体も各地で増えてきている状況であります。

そんな中、ちょっと報道等を見てもみたら、昨年度から自治体が奨学金の返済支援のために基金を設けた場合、特別交付税を措置する仕組みが導入されたというような形をちょっと耳にしたんですけども、その点について現在わかる範囲内で教えていただきたいということと、この奨学金の返済支援事業についての可能性等も含めて、最後にコメントいただきたいと思っております。

○委員長（十河剛志君） 増田主幹。

○学校教育課主幹（増田晶彦君） お答えいたします。

地方創生枠奨学金につきましては、今年度から、先ほど委員お話しのとおり、各地方自治体におきまして、地元企業に就職するなど定住促進につながる学生の奨学金の返還について、自治体はその一部を支援するという制度でございます。日本学生支援機構のホームページ等によりますれば、7月現在で、現在5つの県で44人の方がこの奨学生枠を活用されているということでございます。

北海道における状況につきまして、先日、上川教育局を通じまして道知事部局のほうに照会をかけましたところ、北海道におきましては、広い北海道ということで、各地の地域事情がある中で、どういった産業界と連携をすればより定住促進につながるのか、また、どうしても札幌一極集中ということがございますので、より広い全道規模でこの事業を活用するにはどうしたらいいのか。また、基金の創設ということが前提となつてございますので、その基金に対して協賛いただける企業についての選定等、まだ幾つかクリアしなければいけない問題を抱えているということで、今すぐの北海道におけるこの地方創生枠奨学金の実施には至っていないという回答をいただいておりますが、今後道の動向、それから委員のお話にもありましたとおり、国におきましても、早ければ来年度から給付型奨学金の運用についてという動きもございまして、国の動き等を注視しながら、乗れる事業等につきましては積極的に士別市としても活用していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（十河剛志君） 他に御発言ございませんか。松ヶ平哲幸委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 私も奨学金貸し付けのことでお伺いをいたしますが、今、谷委員が言った分については省略をさせていただきますが、今全国的にやっている日本育英会とか、あしなが育英会の関係で、滞納金というのがかなり問題化されている、返済できないという実態が多くなりつつあるというふうに報道されているんですけども、もう一つ、うちの士別市で見ると教育委員会の事務事業点検評価調書の中でも、数件の滞納者の実情があるというふうに評価しているんですけども、実際にうちにおける滞納者の実態という部分について教えていただければと思います。

○委員長（十河剛志君） 増田主幹。

○学校教育課主幹（増田晶彦君） お答えいたします。

27年度におけます現年分の収納率につきましては96.01%となっております。また、滞納分の収納率につきましては27.69%となっております。27年度末におけます滞納総額は193万8,600円であり、最も古いものにつきましては、平成11年度貸付分ということになってございます。滞納額につきましては、27年度当初と比較いたしまして35万300円の減となっており、滞納整理自体は順調に進んでいるものと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（十河剛志君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 総額193万8,000円というのがあるんですけども、この滞納額がもし今後増えていくとなると、実際に貸し付けする実行に当たって影響も出てくると思うんですけども、そこのボーダーラインというのはどこら辺なのかなという気がするんですけども、もし押さえたいればお願いいたします。

○委員長（十河剛志君） 増田主幹。

○学校教育課主幹（増田晶彦君） お答えいたします。

委員お考えのとおり、滞納額が増えるということは、その分本来回収すべき元金が戻ってこないということになりますので、必然的に基金の取り崩しということに直結するということになります。当然滞納額が増えるということは、本来貸し付ける額の原資自体が不足してくるということになりますので、長い目で見ると当然貸し付け自体に大きな影響を与えるものと考えてございます。

ボーダーラインという部分でございますが、具体的にこのライン以上の滞納が生じると厳しくなるという部分について、現在試算のほうは行ってはおりませんが、基本的に1割というところがまずは1つのラインになってくるのかなと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（十河剛志君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 今の社会情勢、経済情勢から、なかなか就職をしても返していくというのがやっぱり大変なんだろうなというのは一方で実態があるんですけども。そこで、うちの貸与条例の中でいくと、奨学金の返還等で、要は今1年据え置き10年償還ですけども、やっぱりどうしても返すことできないと、絶対返済するけれども、例えばもう少し期間を長くしてくれとか、要は毎月例えば2万円ずつ返すやつを、1万円しか返せませんと、よって結果なくなるんだけどもという、そういう希望がある場合には、これはその貸し付けの変更することはできるかどうか。もしできるとしたら、今までやった経過があるのかどうか含めてお願いいたします。

○委員長（十河剛志君） 増田主幹。

○学校教育課主幹（増田晶彦君） お答えいたします。

奨学金の返還につきましては、実際に奨学金の返済が始まる際に返還計画というものを作成していただき、それに基づいて返還のほうを行っていただいておりますが、委員お話のとおり、当然経済状況等によって当初の返済計画等に滞りが生じるということは間々ございます。実際、予定していた返還がうまくいかない、もうちょっと金額を下げしてほしいというような場合につきましては、それぞれ各個人と実際は担当者のほうで話をすることで、金額の変更、それから返済期間のもうちょっと長い時間で返すというようなことを都度とってございます。

士別市奨学金貸与条例の第8条の中には、奨学金の返還に対する猶予、それから免除という部分の規定もございますが、この免除という部分につきましては、原則的には日本学生支援機構等が定めておりますとおりの奨学生の死亡ですとか、もしくは例えば障害を負って働ける環境でないというような場合を想定しておりますので、基本的には猶予という形の中で奨学金の返済が奨学生もしくはその保護者等にとって負担とならないようにバランスを図りながら返済をしていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（十河剛志君） 鴻野次長。

○生涯学習部次長（鴻野弘志君） 若干補足を申し上げます。

委員おっしゃられました返済の期間についてでございますが、先ほど申しました本市の奨学金貸与条例において、大学生については10年以内、高校生については5年以内という定めがございます。しかしながら、この実務としましては、今増田主幹からも申し上げましたが、その都度相談に応じるという形、そしてこの条例の中でも、その返し方については、月賦、半年賦、または年賦ということの考え方でございます。

実情を申しますと、ほとんど月賦の方の場合、いわゆる均等払いのような形をとってございますが、この月賦の均等かどうかということは、これは条例でも問うてございませんし、今後、若年時の収入の関係からいきますと、10年の範囲内であれば、例えば月賦についても後年度に負担を多くするだとか、そういったことは現状でも十分対応可能とは考えておりますので、期間については今のところそんな考えで、条例どおりで考えてまいりたいというところでございます。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 他に御発言ございませんか。齊藤 昇委員。

○委員（齊藤 昇君） 教育費の関係で、特に幼稚園の就園奨励費補助金の増減の理由などについて伺いたいと思います。

この就園奨励費補助金が26年度と比較して大きく減っておりますけれども、この減った額とその要因について、まずお聞きをしたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 子育て支援課、青木主幹。

○子育て支援課主幹（青木秀敏君） お答えいたします。

幼稚園就園奨励費補助事業につきましては、幼稚園教育の振興のため、園児の保護者が負担する保育料の一部を助成することで、保護者の経済的負担の軽減を図るものです。平成26年度における実績につきましては、152人に対して2,189万円の補助金額となっております。これに対して平成27年度では144人で1,594万4,000円となっておりまして、金額を比較しますと594万6,000円が減額となっております。

この要因につきましては、対象となる3幼稚園のうち、土別幼稚園が平成27年7月に子ども・子育て支援新制度に移行したことによりまして、4月から6月までについては幼稚園就園奨励費補助金の対象となっておりますが、7月以降については施設型給付費という新しい財政支援を受けることとなったため、大幅な減額となったところです。

なお、この施設型給付費につきましては、平成27年の第2回定例会において補正予算ということで予算計上したところであります。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 幼稚園が新制度に移行した場合と現行の制度ではどんな違いがあるのか、もう少し詳しく具体的に説明いただけるでしょうか。

○委員長（十河剛志君） 青木主幹。

○子育て支援課主幹（青木秀敏君） お答えいたします。

従来の幼稚園の運営費に関してなんですけれども、幼稚園みずからが設定することのできる保育料収入のほか、主に北海道からの管理運営費補助金として予算の範囲内で補助される仕組みにより財源が賄われているところであります。これが子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園につきましては、先ほどの予算補助の仕組みから、施設型給付費と呼ばれる公費による義務的経費として保障されることとなります。安定的に運営ができるような状況となります。

それから、保育料に関してなんですけれども、従来は幼稚園みずからが設定して徴収する仕組みであります。新制度移行後は市町村が給付の決定をすることとなりますので、国の基準などに基つきまして市が設定した保育料を幼稚園が徴収することとなります。また、施設型給付費は人件費、それから管理運営費などに関する費用としての基本的部分と、各種加算額部分として職員の配置状況、それから幼稚園での各種事業の実施体制ですとか、暖房に係る経費等の地域の実情に応じた加算等で単価が設定されておりまして、これら積算された費用から保育料を差し引いた額が施設型給付費として支給されるものとなります。

この施設型給付費のそれぞれの加算要件というのがありまして、それを満たすためには質の改善が求められ、例えば幼稚園の3歳児を中心に幼稚園教諭や保育士の配置を改善することや、幼稚園教諭等の賃金面での処遇の改善を図ることなどを実施する必要があり、新制度に移行する幼稚園につきましては、このような加算の算定について検討する中で、質の改善に努めていくこととなります。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） そうすると、今までの市とのかかわりでいえば、市はそんなに幼稚園にあだこうだということはなかったけれども、保育所の関係でありますとか、そういう施設の関係なんかにも大きくかかわっていくということなんですか。今までと市はどの部分で大きくかかわっていくことになるんでしょうか。

○委員長（十河剛志君） 藪中課長。

○子育て支援課長（藪中洋行君） お答えいたします。

大きくかかわっていく部分といたしましては、これまで幼稚園就園奨励費という形で補助は市において行ってはいたんですけれども、新制度になりますと、財政的支援という部分では大きなことになっております。また、財政的支援のほか、この新制度の大きな目的としては、市町村で立えます子ども・子育て支援事業計画にのっとって、士別市の幼児教育だとか保育を検討していくことに沿って、これから新制度に移行した保育園ですとか幼稚園が、その計画に基づいて実施していくということもありますので、幼稚園の考え方と市の考え方を一緒に話し合う中で、どのような支援をしていったらいいかということで話し合いをしていくことが多くなることもあります。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） そうすると、市の担当者としても、いわば幼稚園にかかわって、今までよりも相当仕事が増えると、こういうことになるのでしょうか。

○委員長（十河剛志君） 藪中課長。

○子育て支援課長（藪中洋行君） お答えいたします。

この新制度に移行するに当たりまして、幼稚園だけではなくなかなか手続上難しい事務もありまして、今現在も来年4月から移行を考えているという幼稚園もございまして、その手続ですとか、保育料が変わるということで、保護者説明会等も幼稚園で開いているんですけども、その際にこの制度の内容をうちの職員が出向いて保護者説明会で説明したりというようなことも行っておりますので、今まで以上にかかわりは多くなってきていると言えると思います。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） そうすると、特にやっぱり子供たちにとって今までとどうよくなっていくのか、この点は市がかかわりを持つことによって、より一層充実したものになっていくのか、この辺のことも具体的にお聞かせいただきたい。

○委員長（十河剛志君） 藪中課長。

○子育て支援課長（藪中洋行君） お答えいたします。

新制度に移行しますと、先ほどお話ししましたように、幼稚園は財政的な支援を充実することになります。ですので、幼稚園も独自にいろいろな事業に取り組んでいただくことにはなるんですけども、先ほど申し上げましたように、士別市の子育て支援に関しましては、士別市の子育ての計画がありますので、それに沿ってということになりますので、市としては幼稚園がいろいろ考えたことに対しまして相談を受けたり、助言をしたりというようなことでかかわっていくこととなります。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 今まで市で幼稚園に補助していた額と、それから新制度に移行することによって幼稚園や保護者の方々に対する援助というのはどういうふうになってくるんでしょう。

○委員長（十河剛志君） 佐々木次長。

○保健福祉部次長（佐々木幸美君） 先ほど青木のほうからも御答弁申し上げましたけれども、園のほうに流れるお金、その部分が現在は教育費のほうから、市町村から利用者、保護者への負担軽減ということで幼稚園就園奨励費という形で支出をしておりました。その部分が新制度に移行した幼稚園、こちらに関しましては、市町村から施設型給付費といたしまして、施設のほうを経由いたしまして、最終そのサービスの対価という部分は、施設経由で子供たちにその対価の部分がサービスとして提供されるような制度設計になりまして、施設型給付といたしまして2,392万1,000円、こちらが民生費の補正のほうで計上させていただいた額になります。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） それで、これに移行することによって、だから子供たちにとっても、それから保護者にとっても、今までと違ったよい影響があるとすればどんなことなのかと、こころ辺のことを聞きたいということなんです。

○委員長（十河剛志君） 藪中課長。

○子育て支援課長（藪中洋行君） お答えいたします。

保護者への影響といたしましては、よりよいサービスが、幼児教育の質の向上を目指しているものでありますので、よりよい幼児教育が受けられるというメリットがあります。その一方で、先ほどお話ししましたが、保育料については市で一律の保育料となりますので、その部分について保育料が上がった保護者の方もいらっしゃいますので、そういう面では負担がかかっている部分もあるかとは思われます。

ただし、新制度の経過措置といたしまして、市が定めた利用者負担額より低い利用者負担額を園で定めることが可能となっておりますので、園が独自で現行の利用者負担の水準と同じにすることが可能ですので、7月に移行した幼稚園においては、そのような取り組みをさせていただいているところであります。

また、園児に対してどうだということなんですけれども、園児に対しては7月に移行したばかりなので、まだその成果は目に見えてこないかもわからないんですけれども、新制度の目的が幼児教育の質の向上ということになりますので、手厚い教育を受けられるということで、将来的には実になったものが形であらわせるかどうかわからないんですけれども、質のよい幼児教育を受けられることになっていくと思います。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） もう一度ちょっと聞きたいんですけども、その市の試算があるというんでしょう。市で試算するというわけですよ、保育料というか。先ほども園の努力によって市の試算よりも低くなると、そういうふうに分かるんですけども、それは幼稚園の裁量によって、市の試算よりも安く自由にできるということなんですか。

○委員長（十河剛志君） 藪中課長。

○子育て支援課長（藪中洋行君） お答えいたします。

先ほど説明がちょっと足りなかったかもわからないんですけれども、幼稚園の裁量により市の定めた保育料よりも低い額を設定することはできるんですけれども、公定価格ということで補助が決まっておりますので、昨年度の新制度に移行する前と同じレベルで、同じ基準になる範囲で努力されているというようなことを聞いておりますし、実際のところ保護者の負担は26年度と27年度は変わっていないことを聞いております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） それで、市の試算よりも安いとかというふうになるというのは、あれでなにかい。幼稚園がそれだけいわば負担がかかるということになるという気がするんだけど。そうしたら、何のために市の試算をきちっと示してやるんだということなんですよ。市は試算して示したけれども、あとは幼稚園で下げるのは自由ですよと、そんなふうに幼稚園側と話し合いをしたり、そういう行政指導がなされるということなんですか。

○委員長（十河剛志君） 藪中課長。

○子育て支援課長（藪中洋行君） お答えいたします。

行政指導を行ったということではなくて、この国の新制度の経過措置としては、5年間低い額で設定することができますというようなことになっていますので、そのお話を幼稚園のほうにはしたところでありまして、最終的には幼稚園の御判断ということで、これから移行される幼稚園は同じような対応をとるかどうかなんかというのはいわゆるわかりません。

あと、ちょっと幼稚園のことなので細かい数字は言えないんですけども、財政的支援の分なんですけれども、財政的補助が充実したという、実際の数字として決算の数字とかもいただいているんですけども、今保育料の減額に充てている部分以上の財政的な充実というのはあるというような形では報告を受けていますので、幼稚園自体の負担はすごく大きくなったというふうには思っておりません。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） それから、一番初めのほうで道からの補助もというふうに聞いたんですけども、これは今まで道から補助なんかは出ていなかったんですか。今後出るとしたら、どれぐらいの額が補助として道から出されるものなんでしょうか。

○委員長（十河剛志君） 藪中課長。

○子育て支援課長（藪中洋行君） お答えいたします。

先ほど青木のほうから説明したんですけども、これまで私学助成ということで、新制度に移る前は、主な補助といたしまして道管理運営費というところが大きかったんですけども、新制度に移りますと給付の方法が変わることになりますので、道はその給付制度にのらない事業の部分の道の管理運営費は続くんですけども、施設型給付のほうで基本部分とかが支給されますので、そちらの部分は廃止することになっておりまして、ただし、市が施設型給付の財源の負担をするんですけども、それと同じように道も負担割合が決まっております、国と道と市がそれぞれの率によって負担していくという、新制度の社会全体として支援していくということがそういう負担割合になっているかと思っております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 士別には3園あって、士別幼稚園だけがこの制度に27年7月1日から移行

したということですが、これはほかの2園についてどういう検討がなされているのでしょうか。

いち早く士別幼稚園がそこに入ったという理由といますか、3園がそろってというのではなくて、士別幼稚園が入ってこういういいところがあるよと、そういうことだからあとの2園もそれに参加するというふうになっていくのかどうか、その中身についてお答えいただきたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 佐々木次長。

○保健福祉部次長（佐々木幸美君） 今後、新制度に既存の幼稚園2園がどういう方向性を持っているかということでございます。まず、先陣を切って27年7月から士別幼稚園、新しい制度のほうを選択されました。その選択に際しましては、27年4月から新たな制度ということが導入されたわけですが、年度途中7月からの導入ということで、士別幼稚園さんもいろんな制度の状況等を見きわめて7月ということを選択されて決断されたという部分があります。

それで、今来年の29年4月には瑞祥幼稚園さん、そして士別カトリック幼稚園のほうも新制度のほうに移行ということで、国に対して29年度の移行調査、新制度へどれだけ移行するかという調査がありまして、その段階では2園のほうから移行希望ということで回答をいただいております。その形で国のほうに調査報告のほうを出しておりますけれども、まず士別幼稚園さんが新制度に昨年の7月から導入したというノウハウが、やはり瑞祥幼稚園さんのほうにも、その手法等を含めて、残り2園が新制度を選択しようという部分で大きな影響は与えているかと思っております。あと制度のほうも、現行制度と新制度の状況、メリット・デメリットがあるかと思っておりますけれども、そのあたりも調査研究する時間がこの間あったというふうに認識をいたしております。

ただ、移行という部分では、市が大きく市の責務としてかかわっていかなければならないと思っておりますので、そのあたりは円滑に2園ともしっかりと協議をさせていただいて、その2園が新しい制度にしっかりと結びついていくような形で、しっかりと情報交換させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 第2項小学校費から第4項高等学校費までは通告がありませんでしたので、次に移ります。

第5項社会教育費について御発言ございませんか。喜多武彦委員。

○委員（喜多武彦君） それでは、私のほうから質問させていただきたいと思っております。

私からは社会教育費、家庭教育推進事業の中の生活リズムチェックシートの取り組みについて伺いたいと思っております。

この事業、たしか5年になるのかと思っておりますけれども、生活リズムチェックシートを実施して、この回収率ですね、平成27年度においては対象が1,721人に対して回答数1,183人となっておりますけれども、過去5年の中での回収率、正確な数字でなくていいので、雑駁な数字でよろ

しいので、その数字をお知らせいただきたいのと、あわせてそれを分析して結果をお知らせを
いただきたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 中央公民館、興水館長。

○中央公民館長（興水賢治君） お答えいたします。

生活リズムチェックシートは、毎年、生活習慣が乱れやすい夏休みが明けた2週間を調査期間として実施しており、回収後に早寝・早起きまた朝御飯の摂取における基本的な生活習慣について分析し、その結果を対象の幼稚園、保育園や小・中学校及びその保護者に配布をしております。

回収率につきましては、過去5カ年で各年平均7割近くの回収率がありまして、今年度につきましては68%ほどとなっております。

分析結果について平成27年度の実績を申し上げますと、適切な就寝時刻であります未就学児童の20時から21時、また小・中学生の21時から22時に就寝している割合が約75%であり、全児童・生徒の適切な起床時刻であります6時から7時に起床している割合は約89%、適切な睡眠時間であります未就学児童の昼寝を含んでの11時間から12時間、小・中学生の8時間から10時間の割合は約87%、全児童・生徒の朝食を欠かさず食べる割合は約90%の分析結果となっております。

○委員長（十河剛志君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 丁寧な答弁をいただいたんですけれども、できればもっとゆっくりお話をいただければわかりやすいかなと思うんですけれども。それを受けまして、ではちょっとまた端的にお伺いしますけれども、では、その後分析結果をどのように活用されてきたのか、あるいは今後どのように活用していくのかをお知らせいただきたいと思います。ゆっくりお願いします。

○委員長（十河剛志君） 興水館長。

○中央公民館長（興水賢治君） お答えいたします。

分析結果からもこの基本的な生活リズムを達成できていない1割から2割弱の子供たちの状況把握のため、チェックシートにアンケート方式の回答欄を盛り込むなど、市内全児童・生徒の基本的な生活リズムの達成に向けて、その対策を検討していきたいと考えております。

生活リズムチェックシートは、基本的な生活習慣に対する啓蒙・啓発事業でありますので、個別の家庭を抽出し追跡調査などを実施することは難しいところがありますので、分析結果を配布後は、毎月作成している家庭教育通信や講演会などにより、早寝・早起き・朝御飯の基本的な生活習慣の重要性について啓蒙・啓発を行っているところであります。

○委員長（十河剛志君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） ありがとうございます。啓蒙・啓発活動を行ってきたということなんですけれども、いろんな形の中で、例えば家庭教育通信の中での活用をされてきたということをお伺いしました。国忠議員も前回にも質問をしているところがありますけれども、この生活リズムチ

チェックシートに対する保護者及び学校の反応はどうであったのかということの対応だとか、その評価を分析されているのであればお聞かせいただきたいと思っておりますけれども。

○委員長（十河剛志君） 輿水館長。

○中央公民館長（輿水賢治君） お答えいたします。

チェックシートには保護者からのコメント欄を設けており、その中で、特に未就学児童については保護者が記入することになるため、仕事もあり非常に面倒であるとか、一方で生活リズムをチェックすることで、子供みずから時間を気にするようになったなど賛否両論の意見があるのが現状であります。学校側からは、チェックシートは子供たちの基本的な生活習慣は学力の向上と健康な体を維持するために、保護者や子供への意識づけとして非常に重要であるとの評価をいただいております。

以上であります。

○委員長（十河剛志君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） その反応、評価というものをそれぞれに分けて分析をされているんですけども、じゃそれを受けて改善点などはどんなことがあったのか、あるいはどうしていくのかというのをお知らせいただきたいと思っております。

○委員長（十河剛志君） 輿水館長。

○中央公民館長（輿水賢治君） お答えいたします。

学校側から、実施時期について子供たちが参加する学校行事等の関係で検討願いたいとの意見や、保護者から、チェックシートのコメント欄にシートの簡略化を検討してほしいとの意見がありましたので、今年度はチェックシートの実施前に各施設及び学校に調査を実施し、シートを作成する保護者や子供の負担軽減と学校側からの意見を考慮しまして、記入方法についてチェックシートの簡素化とチェックシートの実施時期について希望制を図ったところであります。

○委員長（十河剛志君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 当然その改善点も含めて、この必要性、重要性を十分出す側も理解をしているという、必要性が高いということのほうがい知るところなんですけれども、多分まだまだ改善点があったり、どうしたらいいかということはあると思うんですけれども、再度必要性をどういうふうに訴えていくかということがあれば、あればというか、ぜひ必要性があるということを訴えるべきところをお知らせいただきたいと思っております。

○委員長（十河剛志君） 輿水館長。

○中央公民館長（輿水賢治君） お答えいたします。

子供の基本的な生活リズムは、学力の向上と健康な体を維持していくために、乱してはいけない生活習慣でありますので、今後は学力、体力向上の妨げになりがちなスマートフォン及びインターネットなどのメディアの深夜での使用禁止など、メディア利用に対する家庭内でのルールづくりや、一方でメディアの学習に対する有効活用なども含めて、生活リズムチェックシ

一ト事業を継続しながら、分析結果を各家庭に配布すると同時に、家庭教育通信や講演会、また、今後は新たにホームページやフェイスブックなどを通じて分析結果を掲載するなど、各家庭に更に啓蒙・啓発を図っていきたいと考えております。

○委員長（十河剛志君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君） 生活リズムチェックシートの件について、ちょっと私から補足を申し上げますが、実は生活リズムチェックシートというこの取り組み自体が、実際私が教育長に平成20年に就任をいたしまして、その際に全道規模の協議会に出席をいたしましたときに、北海道教育委員会のほうから説明を受けて、そのときまで私も承知をしておりませんでした。当時はまだ睡眠表というふうに言うておりましたが、その取り組みを北海道の中で全道に先駆けてスタートしたのは士別市でございまして、その協議会の中で士別市さんが先駆けて取り組みを進めているこういった子供たちの生活をしっかり親が見詰め、そして子供たち自身も自分たちの生活を見詰めることというのは非常に重要なので、この取り組みは今後も進めていきたいという説明を道教委のほうから受けて、ああ、そういうことなのかということで、もう一度しっかりとその部分をフォローして、さまざまな形で家庭教育の中でも、あるいは学校教育の中でも取り組みを進めていくということで進めてまいりました。

スマートフォン等の問題だとか、いろいろございしますが、今学力・学習状況調査の中で、生活なんかの部分についてもある程度、その生活状況の調査で読み取ることはできるんですけども、実際に子供たちがある部分の生活時間を切り分けて、親と一緒に自分たちがどんな生活をしているのかを見るという意味で極めて重要な取り組みでもあり、士別市の社会教育においても、子供たちがこれからさまざまな形で学習活動、あるいはさまざまな活動を進めていく上でも本当に根幹をなす取り組みでもございまして、さらに通信的なことでの取り組みを進めるだけでなく、もっと学校の教員、あるいはPTA等々も話をし、具体的にその実施の時期、あるいは内容等も含めて更に充実を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 教育長からの答弁をいただきまして、大変ありがとうございます。

この質問をさせていただいたのは、実は道教委だとか、いろんな方面へ行くと、士別の取り組みを非常に評価をさせていただいているんですね。実はほかの町でもやってはいるんですけども、続いていない。どうしたらいいかということ聞かれることがあったので、あえてこの決算の場にそぐわない質問にもなったかもしれないんですけども、質問させていただいて、担当のほうにもお話を聞きながら、よその町にもお話をさせていただきたいと思います。

以上で終わります。

○委員長（十河剛志君） 他に御発言ございませんか。井上久嗣委員。

○委員（井上久嗣君） それでは、成果報告書の80ページにございます瑞穂伝習館の100周年記念事業に関連する質問をさせていただきたいと思います。

まず、この事業に対する主な内容を、決算等の内訳と含めて改めてお伺いしたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 漢生涯学習部次長。

○生涯学習部次長（漢 幸雄君） お答えいたします。

瑞穂獅子舞100周年の記念事業につきまして、同保存会のほうから市のほうへの支援を依頼されました事業は大きく3つでございました。そのうちの1つ、記録映像をデジタル化して残したいというものが1つございます。これは委託費のほうに入っております。もう1つは100年の歩みを活字で残したい、写真等のデータも含めまして残したいということで、記念誌の発行をしたい、これが補助金の項目で組んでございます。もう1つが前回更新いたしましてから30年ほどたって、かなり老朽化、破損等がございます衣装、備品、楽器類の更新をしたい。この3つが御要望、御支援をいただきたいというふうに保存会のほうから出てきたものでございました。

それぞれに対しまして決算額といたしましては、映像につきましては財団法人地域創造の支援を受けまして、市の費用を加えまして156万6,000円で、日本文化振興基金の助成を、これは市のほうではなくて保存会のほうに直接支出していただく、それに市のほうから補助金として68万8,000円を足した額で刊行するというので、事業費は108万8,000円と。備品の更新につきましては、宝くじを原資といたします自治総合センターの一般コミュニティ助成事業を200万円満度の額を申請したのですが、残念ながらこれは不採択という形で未執行というような形になってございます。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） というのは、これは予算457万6,000円で決算が225万4,000円で終わったという、その200万ちょっとの差という大きく決算が減っている主な要因は、今御答弁いただいた宝くじの関係の200万ということによろしいのでしょうか。

○委員長（十河剛志君） 漢次長。

○生涯学習部次長（漢 幸雄君） 今御指摘のとおりでございまして、備品購入費として同保存会から御要望がございましたのは208万4,000円、そのうち200万円が宝くじ一般コミュニティの申請ということでございまして、それが不採択になったことによりまして、同保存会と話し合い、協議をいたしまして、御納得の上でこれは未執行ということで支出をいたしておりません。以上です。

○委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、その備品を更新されたいということができなかったということで、これは当初事業にその大きな今説明いただいた3本柱の1つだったということで、保存会含めて、この100周年という節目の年で影響というか、当てにしていた部分ができなかったということで、特別影響なく済んだのかどうか、その辺をお答えいただきたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 漢次長。

○生涯学習部次長（漢 幸雄君） この後のことは保存会のほうの聞き取りをもってお答えをさせていただきますと思うのですが、平成27年度に100周年事業を大きく展開をいたしまして、その際にOB、関係者、地域等の皆様からお祝いですとか御寄附をいただいたと。それが相当の額になったということで、当初更新をしたいと同保存会が目指していた分の衣装ですとか楽器類、それに什器、外看板、芳名板等を含めまして、ここまでできるとうれいねというふうに保存会が目標に掲げたものについては、何とかその範疇でほぼ執行することができたということでございまして、助成金等をいただいて、市の支援を加えまして、映像記録、記念誌、それ以外の備品購入につきましても、つつがなく希望の分は賄えたというふうに聞いております。ただ、事業につきましても、備品更新につきましても、平成28年度に入りましてから実施をいたしまして、今年の朝日神社祭、8月25日でございましたが、それに間に合う形で納品がなされまして、満100周年の年にそれが皆さんの前で御披露できたというふうに保存会のほうからお聞きいたしております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それは何とか更新できたということによかったなと思いますが、改めてこの100周年記念事業を行ったということの成果というか、総括的なお話をいただきたいとともに、この100周年という事業を契機に、無形文化財に対する今後の効果ですとか、これからの影響を含めてどのように総括されているか、一言いただきたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 漢次長。

○生涯学習部次長（漢 幸雄君） ただいまの御質問の今後のことを含めましてのお話でございしますが、これも昨年度100周年の事業を終えた段階以降、断続的に保存会の皆さんとお話をする機会がございまして、先だってもその点についてちょっとお話をしたところなんですけど、保存会でこの100周年事業を展開したことでのメリット、最大の成果は3つだろうというふうに申されておりました。

現在、獅子舞の舞い手は30代、40代の壮健な青年層なんですけど、演奏する側、おはやし演奏、獅子あやしという部分もう60代、70代にかかっておりまして、なかなかその部分が次の世代への伝承がうまくいかないというのがございました。それがこの100周年をやったことによりまして、30代、40代、1世代下の世代の会員の皆さんがそれでは私がやりましょうということ腰が上がったといひましようかということで、演奏側の伝承についても、これで1つは今、現段階ではめどがついたということをおっしゃってございました。

100周年大きくやりまして、いろいろな宣伝告知等でも、新聞等を含めましてしていただきましたけれども、それで劇的に会員が増えたということにはございません。ただ、やはり地域の中でそれに対する理解が更に深まったというのは、いろんな方にお声をかけていただく中で実感をしているということをおっしゃってございましたし、地元就職した20代の男性が、子供のころ獅子舞をやっていた青年ですが、地元就職したことによって、それでは私も正会員にな

って伝承に一口ということで、会員となって今後活動していくというようなことが起きたということが二つ目。

それと、30年前にルーツ探しで富山県、当時の婦負郡婦中町持田という地区、ルーツなんです、そこへ行きまして、その後連絡が途絶えていたルーツとの連絡が今回うまくとれるようになりまして、30年ぶり近くにはなりますけれども、今後も交流を深めていきたいというようなことが、向こうの担当の方とこちらの保存会のほうで連絡がとれているというふうに、もう既に1世代半ぐらいお互いにかわってはいるらしいんですが、30年前のお越しいただいた交流のことが記憶にもございますので、ぜひとも今後もよろしくお願ひしたいということで、両者の交流が少し戻ったというようなことを聞いております。

以上3点がこの100周年事業を開催したことによりまして、保存会が総括的に評価したい点だというふうにおっしゃっておられました。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 後継者問題、この士別唯一の無形文化財、特に演奏の関係で一定のめどがついたということは、この100周年事業、今3つの効果言われましたが、非常にうれしい1つかと思います。ぜひこの事業を境に、唯一の士別の無形文化財ですので、伝承をきちっとされていくことを祈念しまして、この質問を終わります。

○委員長（十河剛志君） 第6項保健体育費について御発言ございませんか。国忠崇史委員。

○委員（国忠崇史君） この3日間、日向森林公園、そしてきのうは日向温泉、今日は日向スキー場について質問をしたいと思います。

成果報告書を見ますと、84ページの一番上のところに日向スキー場維持管理費で2,702万3,000円と。開設期間が昨年度は113日間、利用人数18万6,294人と書いてあります。まず、前年度にとどまらないここ数年の利用実績を答えていただきたいと思います。リフト券の売上も含んでお答え願ひます。

○委員長（十河剛志君） スポーツ課、坂本主幹。

○スポーツ課主幹（坂本英樹君） お答えいたします。

日向スキー場の利用実績としまして、営業日数とリフト輸送人数、またリフト売上額を報告させていただきたいと思います。平成24年度は110日の営業日数で、延べ16万8,363人、売上額は586万9,920円となっております。平成25年度は113日の営業日数で、19万8,855人、売上額が756万420円、平成26年度は105日の営業日数で、延べ19万9,954人、売上額が827万3,060円、平成27年度は107日の営業日数で、延べ18万6,294人で、売上額が775万9,570円となっております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） ちょっと今のところで、昨年度の開設期間が成果報告書では113日となっておりますが、スポーツ課のほうで107日とお答えになったような気がしますが、いかがですか。

○委員長（十河剛志君） 坂本主幹。

○スポーツ課主幹（坂本英樹君） 申しわけありません。今手持ちの資料で日数の確認ができませんので、後ほど調べて回答させていただきたいと思います。申しわけありません。

○委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） わかりました。それで、リフト乗り場で切符をぶちっと切りますよね。それ1回をカウントしたらこの延べ人数ということになるということで、そのチケットを切った回数が18万何回ということだと思っんですよね。なので、実際に日向スキー場に来た人の数ですね、1日来て5回とか6回とか10回とか滑っていくのを1人というふうに数えたら何人になるのか。実人員で何人になるのか、ちょっと市のほうでデータを持っていればお答え願いたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 加納合宿の里推進室長。

○合宿の里推進室長（加納 修君） お答えをいたします。

実人数、正確には捉えられないというのが現状でございますが、おおむね1人、子供、大人を含めまして10回程度リフトに乗られているというふうに思っております。18万ですから、その10分の1、1万8,000人がやや実人数ではないかなというふうに推測をしております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 確かに士別市公共施設白書の概要を見ますと、日向スキー場の利用状況ということで1万8,905人と、これは平成24年度から26年度までの平均ということで出てますので、妥当な数字なのかなと思います。

ただ、はまなす財団の報告書ですね、結構お室になってますけれども、何度も取り上げてますが、これは実人員はわからないが、リフト乗車は1人平均4.5回程度と言われているので、おおむね年間5万人と想定されていると書いてあるんですけども、このはまなす財団のアドバイザーボードにいた人は、要はリゾートの関係の人ですよ。ニセコだとか、鶴雅リゾートとかをやっている方が入っていたので、リゾートのスキー場について言っていて、いわゆる市民スキー場みたいところは考慮してないから、市民スキー場はもっとがらがん短いリフトを何回も使っていくというのが一般的なので、だから実人員が1人10回程度の計算ということで、その辺はよろしいですか。

（「はい、そのとおりだと思います」の声あり）

○委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） それで、これから温泉との連携について聞いていきたいと思うんですが、昨年度ようやくと言ったら怒られますけれども、初めて日向温泉の入浴割引券とリフト1日券とセットになった券を販売したということです。その販売実績をお伺いします。

○委員長（十河剛志君） 坂本主幹。

○スポーツ課主幹（坂本英樹君） お答えいたします。

昨日の国忠委員の御質問でもありましたこの割引制度について、再度私のほうから内容について報告をさせていただきたいと思っております。

リフトの1日券購入者に対しまして、1日券1枚につき日向温泉の食事代、食事はラーメンとポークカレーに限りますけれども、その食事代と入浴料のどちらか一方、または両方を100円引きにする取り組みを行ったところであります。中学生以下につきましては、入浴料50円という割引で取り組みを行いました。この割引の利用実績としましては、食事割引の利用者が447人、入浴割引を利用した大人が132人、中学生以下が28人、延べ607人という活用がされた状況になっております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） ということは、これはこの割引付きの1日券と別に従来型のリフト1日券があるわけではないんですね。1日券を買くと、必ず割引券がついてくるということですね。

これは確認ですけれども、リフトを1日利用したら必ずお風呂に入れるということではなくて、お風呂は割引した額を出さなければならないですよ。それは、その辺の経緯といいますか、日向温泉側にも聞いたほうがいいんでしょうけれども、どういう経緯で導入したというか、そういう形態に落ち着いたというのはどういう部署間の意見が出たのか、ちょっとわかる範囲でお願いしたいんですが。

○委員長（十河剛志君） 坂本主幹。

○スポーツ課主幹（坂本英樹君） 経緯についてお答えいたします。

この間、日向スキー場と日向温泉の連携を常に模索をしてきたところでありまして、割引券のまず利用者に対する提供については、1日券を購入された際にこういった割引制度がありますということで、スキーヤーの希望された方に対して割引券を渡しているような状況がございます。

また、食事と入浴券の割引の制度の確立については、日向温泉の経営側のほうと、あと食堂側の調理の問題もありまして、先ほども申し上げましたポークカレーとラーメンというような限りもなりましたし、入浴の部分についても、それぞれの利用者の100円割引に対しまして、スキー場のほうが50円負担をし、日向温泉側は50円負担をした形で、割引という形の対応をとっていることで、検討した結果そのような形になったところでございます。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） スキー場、リフト1日券を買ったら必ずお風呂に入れるように、例えばリフト1日券に200円プラスしたら必ずお風呂に入れるというような、いわゆる本当のセット券にすべきだみたいな意見は出ませんでしたか。

○委員長（十河剛志君） 坂本主幹。

○スポーツ課主幹（坂本英樹君） 実際そのような声もあったところでもありますけれども、利用

促進につながるところでいきますと、そのような対応も1つあったかもしれませんが。ただ、その利用券をその利用者が使っていただくのであれば一番問題ないんですけども、その利用券の割引券をほかの方に転用するようなことも十分考えられました。そのような形を考えますと、希望される方に限りの割引券のお渡しという形にしたところでございます。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 本当におっしゃるとおりですよ。何か自動的に温泉に入浴する券がついていて、いや、僕は入らないんですけども、おばあちゃんこれ上げるよとなったら、それはそれでちょっと問題なわけですけどもね、そのとおりだと思います。

きのう、日向温泉のほうの話で、年間あと2,700人ぐらいお風呂に入れば、いわゆるはまなす財団のころから言われていた4万5,000人の入浴客目標をクリアできるんじゃないかという話が出ていたので、やっぱりスキー場を利用する方の後、2割でも3割でも、一定割合の方が日向温泉に入って、スキーは体が冷えますから、スキー終わって日向温泉に必ず入っていけば、割と簡単にと言ったらあれですけども、もう一押しで温泉のほうの入浴の目標をクリアできると思うんですよ。その辺についてスキー場管理側からできると思われることはないですか。

○委員長（十河剛志君） 坂本主幹。

○スポーツ課主幹（坂本英樹君） お答えいたします。

昨年度取り組みを行いましたこの割引の利用者が延べ607名の活用をいただいたということになっております。実際この607名がこの日向温泉と連携でどれぐらいの相乗効果があったかということにつきましては、この事業を行ったのが昨年度初めて導入したということもありますし、年度によってスキー場の開設期間が違います。また、スキー場の利用者数も違うということで、一概に効果があったということを明確に報告することができない状況かなというふうには思ってますけれども、今回のこの取り組みで、例えば回数券を利用しようとしていた市民の方が、こういった割引制度があることで1日券に購入を切りかえようかなというような気持ちですとか、また、今まで子供たちが滑っている姿を観覧していた保護者の方々が、子供と一緒に食事をとりながら、最後は温泉に入りながら、このスキー場、また日向温泉を利用しようとするような動機づけにはなったのかなというふうに思ってます。そのようなことから、両施設の今後も連携を図りながら、相乗効果が発揮できるようなことを模索もしていきたいと思えますし、今回もそのような相乗効果はあったものと考えております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） ありがとうございます。それで、最後にスキー場へのアクセスの件をお聞きします。

今便数少なくなって、前に渡辺英次委員も一般質問でおっしゃってましたけれども、日向スキー場は中多寄線の無料のバスで行けると、日向温泉でおりれば無料ですから、一応1日2便

路線バスがあると。3年ほど前に私、教育委員会に対して、この場でそれは小・中学生にもっと周知すべきだろうということをお願いしたら、冬休みの前に教育委員会からプリントを出していただいたんですね。それは例えば中多寄線の停留場が全部書いてあって、自動車学校の前あたりからも乗れるとか、丁寧に書いてくれたんですけども、1回出していただいただけで、その後はちょっと存じてないんですけども、毎年のように小・中学生に路線バスでスキー場に行くように呼びかけることは前年もされてないと思うんですが、その辺はいかがですか。

○委員長（十河剛志君） 坂本主幹。

○スポーツ課主幹（坂本英樹君） お答えいたします。

前回のチラシの配布につきましては、平成24年度の日向温泉の全面改築に合わせて、中多寄線路線バスの運休と再開のお知らせについて、市内の小・中学校、高校の児童・生徒に通知を発送させてもらったことかと思っております。

その際の通知内容につきましては、無料バスを利用して日向スキー場に滑りに行こうというタイトルで、時刻表や停留所、またリフト料金なども明記しながら、バス利用と日向スキー場の利用促進に努めたところがございます。しかし、利用客が定着したことや、路線バスの運休再開の周知が図られたという視点で、翌年度から配布をしなかった経過でございます。

今後におきましては、平成29年度日向スキー場の第1リフトの全面改築が予定されております。この改修によりまして、搬器が現在の1人乗りから2人乗りに変更になりますし、このことで1人で乗せることが不安に思われていた保護者の方が安全・安心に乗れるようなリフトで、また集客も多くなるのではないかと思います。またさらに、スキー場のおり場が今の位置よりも高い位置に設置を予定されてます。また、照明も増やして滑走面積が増えるということも予定してます。

このようなことから、繰り返しになりますけれども、利用者の増加、またスキー合宿の増加、また各種スキー大会の開催だとか、いろいろな効果が示されて増えていく要因になってくのではないかと思います。このような改修も近々予定されておりますから、今後委員のお話とおおり、それぞれの利用促進につながるような情報発信をしっかりとしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 加納室長。

○合宿の里推進室長（加納 修君） 先ほどの平成27年度での日向スキー場の営業日数でございますが、成果報告書113日、答弁が107日となっておりますけれども、113日、成果報告書のほうが正しいということでございます。うちの集計のほうはちょっと5日ほど誤っていたということで御了解いただきたいと思っております。失礼いたしました。

○委員長（十河剛志君） 第11款公債費から第14款予備費については通告がありませんでしたので、以上で歳出の質疑を終わります。

次に、平成27年度国民健康保険事業特別会計から平成27年度農業集落排水事業特別会計まで

の6会計について、一括して質疑を行います。

御発言ございませんか。

(発言する者なし)

○委員長(十河剛志君) 御質疑がないようですので、審査が続いておりますが、ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩いたしたいと思います。

(午前 11時47分休憩)

(午後 1時30分再開)

○委員長(十河剛志君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成27年度水道事業会計及び平成27年度病院事業会計について一括して質疑を行います。

御発言ございませんか。村上緑一委員。

○委員(村上緑一君) 病院事業会計の質問をします。今回、病院事業会計の中の、一般会計より11億1,797万円の繰り入れにより、実質的な資金不足を発生させない決算となっておりますが、まずは一般会計の繰出金、負担金、補助金、交付金から支出となっておりますが、病院事業で受け手方の11億円の内訳を科目と金額についてお聞きします。

○委員長(十河剛志君) 市立病院事務局経営管理課、岡田主幹。

○市立病院事務局経営管理課主幹(岡田英俊君) お答えいたします。

繰入金につきましては、国の基準に基づき一般会計が負担すべき経費、また、士別市の政策による独自の算定基準について、一般会計と協議をしたものを経営改革プラン上で定めた上で繰り入れを受けております。

平成27年度の繰入金の総額11億1,797万円の内訳といたしましては、まず医業収益中の一般会計負担金といたしまして、救急医療の確保や集団検診、医療相談等、保健衛生に関する事務に係る経費といたしまして1億4,219万7,000円、医業外収益中の一般会計補助金といたしまして、医師などの研究研修に係る経費、医師不足による常勤医の負担軽減のための出張医派遣に係る経費などといたしまして2億2,804万5,000円、医業外収益中、他会計負担金といたしまして、病院移転改築時の企業債償還利子の一部、高度医療機器の維持管理、運用に係る経費の一部、不採算部門とされる小児科、婦人科、訪問看護科等の収入差額及び病院事業収支不足に係る経費といたしまして4億9,324万7,000円、資本的収入中、一般会計出資金といたしまして、看護師の修学資金貸付金に係る経費として189万円、資本的収入中、一般会計負担金といたしまして、病院移転改築時医療機器購入の企業債元金償還に係る経費、医療機器のリース資産購入に係る経費といたしまして2億5,259万1,000円となっております。

以上です。

○委員長(十河剛志君) 村上委員。

○委員(村上緑一君) ありがとうございます。今科目と金額について説明がありましたが、財政

課が出している茶の決算資料ですね、その中の39ページにあります企業会計の繰出金の中の水道事業、病院事業の内訳が書いてあります。経費説明と26年、27年度の比較もあり、大変わかりやすいと思いますが、もう1つの今説明あった中身なんですけれども、この市立病院事業会計決算書の士別市と書いてある決算書ですね、この白いやつですね。その中の16ページなんですけれども、その中でも収益的収支明細書の中で多くの負担金額が記載されておりますけれども、この2冊の決算資料の中の金額的に繰出金が何の経費に充てられるか、この2つの金額の流用ですね、もう少しわかりやすい経費に充てられているのか、また、この表記の仕方をもう少し考えていただけないかということの質問なんですけれども、どうでしょうか。

○委員長（十河剛志君） 中館総務部次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） 決算資料におきましては、企業会計の繰出金の内訳という表記になっておりまして、そういった意味ではどういった用途に使われるものかというような内容になっております。例えば公債費の償還に充てるものは幾ら幾らというような表がこちらの決算の資料になっておりまして、一方、村上委員おっしゃるとおり、決算書自体は歳入科目がそれぞれ分かれて受けております。この歳入科目ごとに受けたものがこの繰り出しの内訳のどれに当たるのかというのが一目ではわからないという、御指摘のとおり部分がありますので、その決算書との関連性がわかるような形という意味では、もう一工夫考えて、その決算書の数字がどの部分に当てはまるかわかるような形で検討して、資料なりお示しできるように検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） これは一般会計から多大な繰出金ですので、わかりやすい記載をよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、近年、一般会計から10億円以上の繰り出し、繰り入れ、病院運営を行っていますが、幾度か病院経営改善計画を立てて経費節減に努めてきていますが、なかなか成果が見えてこないのが現実であります。今取り組んでいる病院運営の改善対策と経費節減による今後、経営改善の成果が期待できるかを伺いたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 加藤局長。

○市立病院事務局長（加藤浩美君） お答えをいたします。

現在、病院は新経営改革プランということで、平成27年度をスタートとする新たなプランに基づきまして経営改革を図っているところでありますが、残念ではあります、27年度の決算額におきましては、プランで見込みました医業収益、これが大きく減となっております。そういった意味では、このプランも見直しが必要というような状況にはなっておりますが、プランで掲げております基本的な考え方という5項目がございますが、高齢化に伴う慢性期患者の対応、それから在宅医療の充実、名寄市立総合病院との連携強化と機能分化、他医療機関との連携強化、最後に地域包括システムにおける病院の役割の明確化と連携と、この5つの取り組

みをしていくということで掲げておまして、現在まだ素案の段階ではありますが、地域医療構想におきましても同じような内容というような地域状況になっております。

そういった中で、現在急性期中心から慢性期中心へという移行をしている状況にあるわけなんです。28年、本年の3月からその体制が病棟の中でも明確な状況になっておまして、3月からは一般病棟、1病棟60床、療養病棟におきましては2病棟88床で運用しておまして、入院患者の安定的な確保、数でいきますと、昨年同時期でありますと大体平均102名の入院患者数が110名ということで、人数的にも増えております。

また、医療提供体制に応じた適正な人員配置ということで、職員数も昨年度の同じ時期に比較しますと15名程度の減というような状況になっておまして、4月から9月まで28年度であります。その収支状況でまいりますと、医業収益から医業費用を差し引いて、今年は3年に一度の退職手当の精算時期でありましたので、そういった特別要素を抜きますと、差し引きでいきますと、実際には費用のほうが多いわけなんです。3,800万ほどの損益の圧縮になっているということで、こうした急性期中心から慢性期、回復期中心への医療形態への変更というのが若干数字で効果的にあらわれてきているのかなというふうに考えておまして、今後におきましても、更に経費節減に努めることはもとより、適正な医療提供体制に合わせた職員体制を含め、そういったものに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） また新たな改善策が進んでいる中で、またいろいろな課題の中で取り組んでいるわけですが、やはり市民の方もいろいろ一番気にしているところだと思います。そういう中で、今後市民の病院として守っていく中で改善を進めていただきたいと思っております。

次に、累積欠損金について伺います。病院事業会計決算書の中の3ページから5ページに示されている当年度未処理欠損金19億8,861万とありますが、この欠損金はどのような内容で出ている欠損金なのか。また、毎年次年度へ繰り越されているが、計上はこういう計上で問題がないのかを伺いたいと思っております。

○委員長（十河剛志君） 岡田主幹。

○市立病院事務局経営管理課主幹（岡田英俊君） お答えいたします。

当年度未処理欠損金につきましては、その事業年度の営業活動によって損失が生じ、その損失が累積されたものを言います。また、これらは減価償却費等の積み上げによる現金支出を伴わないものとなっております。病院事業会計につきましては、平成20年度以降、一般会計からの繰入金によりまして資金不足とならない決算としていることから、この累積欠損金の部分については現状では経営に大きな影響を与えないと考えております。

また、平成27年度決算におきまして、純利益が2,862万4,000円計上されたことによりまして、繰越欠損金につきましても、その純利益分が相殺され、当年度の未処理欠損金が19億8,861万4,000円に減少となったところでありますが、こちらにつきましても、先ほど御説明したよう

に現金を伴わない損失となっております。しかしながら、今後より一層の収益性の向上を図ることによって、未処理欠損金の圧縮につながるということにはなりますが、自治体病院の安定的な経営に必要とされるのは適切な現金を持ち続けることであり、現状で現金を保有している決算としているため、大きく問題はないというふうに考えております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 今の説明の中では、本当に現金を有しない決算書の中の未処理欠損金だということの御説明なんですけれども、やはりこの会計上こういう形の、実際に病院事業会計の中で純利益として出した中で、この欠損金の増減が図られているということなんですけれども、この減らすためにもやはり努力しなければならないというのはどうなんでしょうかね。一般会計からの繰り入れを行う中で、この欠損金を減らすためには、純利益を上げた中の欠損金を減らす形になっておりますけれども、こういう形がずっと今後続くということですね。考え方として。

○委員長（十河剛志君） 加藤局長。

○市立病院事務局長（加藤浩美君） 先ほど主幹のほうからも御説明しましたけれども、どうしても減価償却費とか現金を伴わないものの積み上げのような形で累積欠損金が大きな額になってきているという状況もあります。これはどこの自治体病院も同じような傾向にあるわけでございまして、全道の病院それぞれ累積欠損金につきましては、うちの病院以上に多くを抱えているという状況になっております。ただ、病院運営に当たっては資金不足は生じないというような観点から運営をしてきていると。当然、累積欠損金が少なくなること、それは大切なことでもありますし、まずは病院としては資金不足に陥らないというところを重点的に取り組んでいかなければならないというふうに考えております。その中で、会計処理上、利益が出て欠損金が減っていくという方向が望ましいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 三好市立病院副院長。

○市立病院副院長（三好信之君） 会計制度上は今局長のほうからお答えしたとおりなんですけれども、1点御理解いただきたいのが、例えば民間ですと資産を購入して、その後減価償却として毎年費用で落としていって、次の資産購入のためにその積み上げたものを充てると。そういう観点からいくと、本来今19億という部分が現金で持っていて、そしてそれを次の病院建てかえのときに使うというのが一番望ましいんですけれども、病院事業の場合、公的サービスを行っているということで、そういった部分について国のほうの病院建てかえとか、新たな資産購入に起債というすごい有利な制度があります。

結局、例えば10億の建物を新たに建てかえるとなったときに、交付税措置が病院事業債ですと22%ぐらいの国からのバック、あるいは半分過疎債が使えますので、過疎債を使うと7割、両方半分半分で、10億のうち5億を病院事業債、5億を過疎債という現実運用になるんですけ

れども、そうしますと45～46%の交付を国から受けられると。そういったものを活用しながら新たな資産を購入していったりしますので、現実問題として損益のほうへ出た減価償却というものを費用として、現金として持たなくていいという、そういうような制度ですので、今まではその部分について他の病院もみな同様に繰越欠損という処理をしていました。

ただ、計上のほうで、損益のほうで収益を出していかない限り、それが減っていきませんので、やはり委員がおっしゃられたとおり、通常の業務の中で努力をして、それを少しずつでも減らしていくというのが望ましい。それも今の現状は一般会計から多額の繰入金をいただいて、そして減っている格好ですので、理想的には繰入金を減らした中で、病院の自助努力の中で繰越欠損金が減っていくような、そういった運営を目指していかなければならないのかなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 他に御発言ございませんか。大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） それでは、病院事業会計の財務諸表の内容の一部について何点かお伺いしたいと思います。

最初に、損益計算書の詳細を見るには、やはり部門別損益計算書の作成が必要かなというふうな気がしています。あわせてこれも公表すべきだというふうに思います。部門別損益計算書については、各部門の事業損益、あるいは検証、あるいは経営分析する上でも非常に経営上重要な手段だというふうに思っています。

それで、当院では診療科目ごとの医療損益について、数年前に内部検討資料として作成をしているという話を聞いてますけれども、病院事業会計の財務諸表としては、全てを網羅した内容の部門別損益計算書の作成をして附属明細書なんかで周知をすると、公表するということについての考え方、見解をまずお伺いしたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 池田課長。

○市立病院事務局経営管理課長（池田 亨君） お答えいたします。

決算書の表記内容につきましては、地方公営企業法の第30条に基づきまして、決算書類とそれから附属書類で構成されております。その中で、損益計算書については作成しておりますけれども、おっしゃるとおり部門別の内容については掲載していない現状であります。

病院で考える部門別ということになりますと、内科、外科といった診療科別でのくくりというのが妥当であるかと思うんですけれども、現在、その各科において経費として賄われる分、それが現実案分で載せるような形でつくった簡易的なものを院内での会議等で使う、そういったものにとどまる部分しかつくっておりませんので、こういった決算にお示しするようなものは現在できておりません。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） ないことは承知の上で質問しているので、診療科目、今14あるんですね。

そのグルーピングはいろいろ考え方があるんだと思うんですけども、今後作成をすべきだと、さらに公表してはどうですかという意見なんです。それに対しての見解を聞いたんですけども。

○委員長（十河剛志君） 加藤局長。

○市立病院事務局長（加藤浩美君） 今、大西委員さんから御指摘のありました部門別の損益計算に関しましては、内部資料として、いってみれば若干精度の落ちる状況のものは持っておりますが、公表となりますと、その辺につきましてある程度正確性が求められるかなという気がしております。そういった中では、病院の経営の状況を議会、市民の皆さんに知っていただくという部分でも、そういった方向のものを整備していかなければならないと考えますので、どういった形になるか、資料的な形になるか、決算書の附属資料になるか、その辺今後検討させていただきます。対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 次に移ります。各引当金の計上基準、あるいは取り崩しの内容について伺いたいというふうに思います。引当金の制度については、私も十分理解をしておりませんので、かみ砕いた答弁をまずお願いをして質問に入りたいと思います。

最初に、退職給付引当金についてでありますけれども、決算書の注記に引き当ての考え方について記載されております。この内容についてちょっと理解できない部分がありますので、この内容についてまず説明をいただきたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 岡田主幹。

○市立病院事務局経営管理課主幹（岡田英俊君） 御説明いたします。

退職給付引当金についてですが、こちらにつきましては平成26年度の制度改正に伴い、同年の決算時から適用となったものでありますが、こちらにつきましては、総務省の見解の中で、退職手当組合に加入しており、毎事業年度支払う一定の負担金のみを公営企業が負担し、積立金の不足等に応じて発生する追加的な費用負担、これは収支差額の調整のために支払う負担金、組合脱退時の精算金などを含みます。こちらを一般会計が負担するというところについて取り決めている場合については、将来その企業会計には新たな費用負担が発生しないこととなるため、退職給付引当金の計上は不要であるということに基づきまして、この注記表に記載をしていることとなっております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 要するに本市は退職手当組合に加入しているので、その直接の当該組合への負担金は病院会計から拠出をしていると、積立金の不足に応じて発生するいわゆる追加費用については一般会計から対応しているということですね。

内容はわかりました。それで、企業会計ですから、本来はその企業の中の従業員の退職金に

については、全てその企業会計の中で明確に処理をしていくというのが本来だと思うんですが、この関係について、この制度も含めてこれが可能なのか、金銭的には別ですよ、可能なのかどうか含めてちょっとその辺の説明をいただきたい。

○委員長（十河剛志君） 加藤局長。

○市立病院事務局長（加藤浩美君） ただいま御説明申し上げました退職給付引当金の取り扱いについてであります。制度上追加費用の負担の発生を一般会計で持つ場合は、ここに引き当てなくてもよいということではあります。一般会計で持たないというようなケースがあるのであれば、当然企業会計のほうで計上しなければならない引当金ということになります。

ただ、制度的な部分で若干申し上げさせていただきますが、退職手当組合、士別市として自治体として加入しておりますので、例えば想定はしづらいことではあります。病院が事業廃止をするといったときに、精算金という形で追加費用は発生いたしません。士別市が脱退するか、退職手当組合が解散するといったときのみ発生してまいりますので、そういった病院事業がなくなったという時点で発生してないということも含みまして、一般会計で最終的に見るといような形で処理しているという部分もございます。ただ、委員おっしゃるとおり、企業職員に対する退職手当のその部分でありますので、この辺の取り扱いについては、平成26年度に新たに制度改正された部分でもあります。他病院等の取り扱いも十分周知し切れてない部分もありますので、そういった面を含めまして、どういう取り扱いが適切なのか、それも改めて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） それで、検討していただけるということなんですけれども、これでもし企業会計、いわゆる病院会計で全て賄うということになれば、新たな引当金どれくらい発生するものなんでしょうか。

○委員長（十河剛志君） 岡田主幹。

○市立病院事務局経営管理課主幹（岡田英俊君） お答えいたします。

今、大西委員御指摘の仮に退職給付引当金を引き当てた場合、どのような金額になるかということなんですけれども、簡便法にて算出するところ、平成27年度末で13億1,200万円になるということが想定されます。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） わかりました。ぜひ企業会計ですから、企業会計の原則を踏まえて、全ての中で賄えるような、今の体力では当然無理だと思うんですけれども、そういう方向でやっぱり検討すべきだというふうに思います。

それで、次、同じ引当金なんですけれども、賞与引当金について伺いたいと思います。

職員の期末手当あるいは勤勉手当の支給に備えるために、当該年度末における支給見込額に

基づき、当該事業年度に負担に属する額を計上したとしております。これはいわゆる事業期間ですから、事業期間の何カ月間に該当するものを賞与引当金ということで引き当てをしているんだと言いますけれども、まず1点目、支給対象期間はいつからいつまでか。それから、いわゆるその間で当期分ですね、27年度に属する分、当期分は率はどれぐらいなのか。まずその辺をお伺いしたい。

○委員長（十河剛志君） 岡田主幹。

○市立病院事務局経営管理課主幹（岡田英俊君） お答えいたします。

賞与引当金についてですが、その期間につきましては、当年度6月に支出する期末勤勉手当のうち、前年度12月から3月分の期間に相当する費用を引き当てております。その率については3分の2ほどになっております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） それで、これも注記にあるんですけども、27年度においては1億1,800万の支給に対して、引当金が8,199万4,000円ということですから、いわゆるこれが3分の2相当額ということでしょうか。

○委員長（十河剛志君） 岡田主幹。

○市立病院事務局経営管理課主幹（岡田英俊君） お答えいたします。

今、大西委員が御指摘したとおりの数字となっております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） それで、この1億1,800万というのは総額の支給額だというふうに思います。そのうち該当する12月から3月分が8,190万ということなんでしょうけれども、当然総支給額の内数だということですね。それで、決算終わってるんですけども、26年度の決算書を見ると、例えば賞与引当金の取り崩しの中で8,019万円の支給額に対して、取崩額、これは25年度決算で引き当てをした額だと思うんですけども、同額の8,019万4,000円、要するに総支給額と取崩額が同額だというのは、ちょっと今回の説明と26年度の決算の数字を見ると、どうもこの辺が理解できないんです。

○委員長（十河剛志君） 岡田主幹。

○市立病院事務局経営管理課主幹（岡田英俊君） お答えいたします。

今、大西委員の御指摘のあった内容ですけれども、26年度につきましては、まだ制度が始まった当初の年度ということで、その分について引き当てをしていなかったための数字であるため、そういった数字の乖離があったというふうに考えております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 終わった決算で恐縮ですけども、引き当てを取り崩すと書いてあるから、

引き当てはしているんですね。その辺ちょっと確認します。

○委員長（十河剛志君） 三好副院長。

○市立病院副院長（三好信之君） この新会計基準になりまして、26年度が最初だったんですけれども、26年度予算をつくる段階で、結局発生主義ですので、前年度分の12月から3月までに発生した部分を引き当てる制度になります。それで当然25年度はその制度がなかったものですから、前年度分として引き当てておりませんでしたので、6月に払う分、結局現金で6月で費用として発生する部分のうち、現金部分を3分の1給与費のほうで見て、そして形上引き当てがあったという形で8,000万、3分の2の部分、前年の12月から3月分を26年度は新たに一般会計への繰り入れを財源にして、そこで積み立てて同額を、必要な3分の2の部分だけを積み立てておりましたので、それを繰り入れたという格好になりますので、27年度につきましては通常のベースになってますので、必要額の約1億2,000万のうちの3分の2の部分、それを前年度に積んでいたと。そしてそれを取り崩したということになります。ちょっとややこしいんですけれども。現金の中で当年度分として、今年のベースでいくと6月分として4,000万円ぐらい、そして前年の12月から3月の6カ月分、それを同じ歳出なんですけれども、それを分けていたという形が26年度の状況になります。

○委員長（十河剛志君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 冒頭かみ砕いて答弁していただきたいと申し上げたんですが、これは26年度の決算書の表記というか、書き方が紛らわしいんですね。これないほうがいいんですね。わかりました。

それで、27年度からこういうことに制度改正によって変わったと。今後は随時引き当てをしていくということです。わかりました。

次に、貸倒引当金についてお伺いしますけれども、注記にはこう書いてあります。債権の不納欠損による損失に備えるために、一般債権については貸し倒れ実績等により回収不能見込額を、それから修学資金貸付金の償還免除分については、償還免除見込額を計上したとしています。

これ引き当ての考え方なんですけれども、貸し付けについては当然債権保全していると思いますから、債権額から、あるいは担保の処分可能見込みだとか、あるいは保証による回収見込額だとか、いろいろ手続が出てくるんだというふうに思います。その残額をいわゆる債権の貸し付け実績率というのがあるんですね、会計上。これをきちっと使うほうが正確でないかなというふうに思いますし、もう1つ、修学資金の貸付金の償還免除については、午前中も奨学資金の関係、議論になってますけれども、いわゆる貸与規定に基づいて政策的に人材確保のために免除するといった場合は、この引当金の基準に該当しないんだというふうに思うんですね。別な表が出てくるんだと思うんですけれども、これも含めて、免除分についてはどういうふうな考え方で引き当てをしているのか。

そういうことで政策的に当初から人材確保のために貸与規定に基づいて免除すると。それに

かかわらずという言い方ですね、それでも当然人材確保のためにほかに行ってしまう、人材確保にならなかったという場合についてはわかるんですね、その分は。これをどう想定しているのかというのと、もう1つ単純な発想なんですけれども、もし免除された方は、その人たちというのは、いわゆる個人の所得になるわけですね。この税法上、個人のことだからどうなのか、税法上はどういうふうな手続で進めているのかお伺いしたい。

○委員長（十河剛志君） 岡田主幹。

○市立病院事務局経営管理課主幹（岡田英俊君） お答えいたします。

長期貸付金の貸倒引当金の算出の基準についてなんですが、こちらにつきましては前年度の勤務実績に応じて当年度償還免除を行う額を貸倒引当金繰入額として、前年度費用にして計上して、投資その他資産へ引き当てております。こちらにつきましては、総務省の告示である地方公営企業が会計を整理するに当たり、よるべき指針の中の未収金、貸付金等の債権の帳簿価格は、取得原価から貸倒引当金を控除した金額とするという内容のもと、貸倒引当金ということで引き当てております。

あわせてもう1本、未収金の貸倒引当金についてですが、こちらにつきましては、過去の各年度における当年度未収金に対する不納欠損等処分額により貸し倒れ実績率を算出し、直近3年分の平均貸し倒れ実績率によりまして、今後貸し倒れが見込まれる貸し倒れ見積高を算出し、引当金不足額を前年度費用により計上しております。こちらにつきましても、総務省告示である地方公営企業が会計を整理するに当たり、よるべき指針の中の債権全体または同種同類の債権ごとに債権の状況に応じて求めた過去の貸し倒れ実績率など合理的な基準により算定すると記載されておるところから、当院におきましては、過去の貸し倒れ実績率を未収金に乗じて算出しているところであります。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 加藤局長。

○市立病院事務局長（加藤浩美君） 私のほうから、修学資金を受けて、それが免除された場合の取り扱いなんですが、これにつきましては、給与として免除時点で源泉徴収をするという形の流れになっております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） それで、この修学資金なんですけれども、償還免除分については、これは貸倒引当金を引き当てをして、それを取り崩して処理をするということにはならないんだというふうに思いますが、その辺の確認をもう1回したい。

○委員長（十河剛志君） 岡田主幹。

○市立病院事務局経営管理課主幹（岡田英俊君） お答えいたします。

ただいま大西委員から御指摘のありましたことにつきましては、貸倒引当金の長期貸付物件分として取り崩しをしているところであります。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 償還免除分というのは、いわゆる先ほど言ったように人材確保のために政策的に本市として対応している。これはその部分に該当する額を貸倒引当金を取り崩して充当しているということでしょうか。

○委員長（十河剛志君） 岡田主幹。

○市立病院事務局経営管理課主幹（岡田英俊君） お答えいたします。

今、大西委員がおっしゃられたとおりの内容であります。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 先ほど言うように企業会計ですから、これは各種引当金については想定される、もちろん償還猶予も想定されるんですけども、必要額を満度計上するというのはまず原則ですよね。過少でも過大でもだめだということですから、この件でいけば、いわゆる満度計上するというのは、費用で落ちるわけですね、その年度の費用で。費用が発生するわけですから。これを額は別にして、考え方として償還免除分を貸倒引当金を引き当てをしてそれを取り崩すというやり方は、会計上どうなんでしょうか。この辺ちょっと見解が分かるとかという以前の問題で、会計上政策的にやるものですから、別な費用が発生すべきでないでしょうか。

○委員長（十河剛志君） 三好副院長。

○市立病院副院長（三好信之君） その会計制度上でいくと、貸付金は看護師さんのほうですから、学校に行っている間に結局貸し付けが行われてます。実際の償還免除というのは、こちらに勤めて、そして1年間勤めたら1年分が償還免除になるというような状況になってます。その翌年度に1年勤めたら次の年に落ちますので、それが最初からわかりますので、その分を貸倒引き当てという、一応現金が払われるわけじゃないんですけども、帳簿上の会計上の損益として出します。ですので、それが償還免除したということでも、キャッシュ・フローには影響はしないと。

ですから、国でいう所得税法のほうでいくと、その分というのは結局経費として見られて、税の控除とかとなるんですけども、病院企業会計は税とかは関係ない状況なんですけれども、単なる損益上は一応出てくることになるんですけども、ここが独特の、例えば民間企業がどこかの別な企業にお金を貸しましたと。そうすると、貸し倒れ、当然不良債権持っているとか、そういうところとか、回収不能だなどというところの想定をしながら貸倒引き当てということをやるとしても、そこちょっと違うパターンの長期貸し付けの貸倒引き当てを計上しています。

この部分についても、今まではこれの前までは特別損失という形で費用計上されていたんですけども、それが貸倒引き当てという形になって計上されるようになっていくんですけども、これは総務省の会計基準でここで計上しなさい、こういう処理をしなさいという部分であ

りますので、そのほかのやり方があるかどうかというのは、ちょっと研究はしたことはないんですけども、一般的な長期貸し付けと何か、私自身も何となくそういうものかなという部分というのはちょっと理解に苦しむ部分もあるんですけども、一応国の基準にのっとってほかの病院もこういう制度を持っているところは同じ扱いをしているとは思いますが。

○委員長（十河剛志君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 会計基準からという話を置いておいても、これは通常ここに注記にあるように、債権の不納欠損の損失に備えるために引き当てをしているんだと。予測がつかないと。貸し倒れ実績率でやって、その中でやるんだと。予測つかないどころか、あえて償還猶予しますと。そのかわりしっかりこの本市のために将来働いてくださいと、努力していただきたいということなんですよ。これを貸倒引当金で引き当てて取り崩すというのは、何ぼ言っても国がそう言っていると言われればどうしようもないんですけども、どうも納得いきません。これはまだ研究してみてください。

それで、それは何となくわかったようなわからないようなことなんですけれども、次に移りますけれども、当年度未処理欠損金、先ほど村上委員からも指摘がありました。今期で19億8,000万、未処理欠損金。昨年が約20億1,700万ですから、2,800万ぐらいの当期利益金をここで幾らか圧縮されているということなんですけれども、考え方として一般会計から11億繰り入れしているので、未処理欠損金が減少したとは言っていられない状況だというふうに思います。

さらに、ひもとくと、平成20年に累積不良債務13億余りあったんですよ。これは病院の特例債と一般会計からそれぞれ持ち寄って整理をした、解消したという歴史があります。これは本来であれば債務超過の状態なんですよ。もう倒産寸前なんですよ。先ほど言ったようにキャッシュ・フロー云々というのはありますけれども、これはそういう意味では重大に受けとめなければならぬというふうに思います。

それで、通常であれば自己資本を取り崩して、いわゆる減資をしてここに充当するんだという、そういう経理の手法をとらなければならぬ状態なんですよ。ところが、そういう制度は認められないというふうに説明を聞いたんですけども、今もそういう制度が続いているんでしょうか。

○委員長（十河剛志君） 岡田主幹。

○市立病院事務局経営管理課主幹（岡田英俊君） お答えいたします。

今、大西委員から指摘のありました減資の関係につきましてですが、こちらにつきましては、平成24年度の資本制度の見直しによりまして、資本金及び資本剰余金の処分が議会の議決等により実施できることとなっております。ですから、この部分については一部改正となったというところであります。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） いわゆる自己資金、今6億2,000万ぐらいあるんですけども、これは理

事者の考えでわかりませんが、これを取り崩して幾らかでも圧縮するという事は可能だということなんでしょうか。

○委員長（十河剛志君） 岡田主幹。

○市立病院事務局経営管理課主幹（岡田英俊君） お答えいたします。

減資につきましては、先ほど御説明したように、議会の議決及び資本剰余金につきましては条例の制定によって減資ができるということが改正されたものですから、病院につきましても、今後の決算状況の推移と、また財政当局もしくは水道企業会計とも協議をしながら、実施することも視野に今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） わかりました。最後ですけれども、先ほどから現金を伴わないということだから、いってみればそんな心配はないという感じでおられるんだというふうに思いますけれども、それを裏づけるようなこの自治体病院の経営について研究している著名な学者の方がいるんですけれども、この学者の方が言っているのは、ちょっと読み上げますけれども、自治体病院の経営に必要なことは、累積欠損金を解消することではなく、安定的な経営を行うために適切な現金、いわゆるキャッシュ・フローを持ち続けることだということなんですけれども、これを受けてそういう答弁になっているんだと思うんですが、いずれにしても、これだけの未処理欠損金、累積欠損金があるわけですから、幾らキャッシュ・フローがうまくいっていると言いつつ、これは緊張してやっぱり運営しなければならんというふうに思うんですよね。

そういう意味では、この意見も踏まえて、この27年度の未処理欠損金に対する考え方について、特に副院長の考え方をお伺いしたい。

○委員長（十河剛志君） 三好副院長。

○市立病院副院長（三好信之君） 今19億の未処理欠損金がある。その中で、今の状態は現金を伴わない状態になっていますけれども、先ほど委員のほうからお話ありましたように、平成20年当時、そのときに現金不足分の例えば13億、今ある状態だとすると、未処理欠損金は19億、13億の32億の未処理欠損金を持っている企業ということになります。

その中で、現金がそれだけ不足しているということは、もうキャッシュ・フローが毎年毎年なりいかない、そういう病院になっているという状況になります。その状況ではないということで、先ほど申し上げていたんですけれども、これが今後増えていくとなると、減価償却の分は当然増えてはいくんですけれども、そのほかに現金の不足の部分がどんどん積み上がるようだと、それはもう病院として成り立たないという状況になります。

そこに加えて、先ほど委員のほうから言われた、学者の方が言われていた、それをうのみにしているわけではないんですけれども、その背景には一般会計からどれだけ基準外の繰り入れを持ちながら病院運営しているかにもよろうかと思えます。うちの病院でいきますと、大体12億の繰り入れをいただいておりますけれども、そのうちの8億何がしがいわゆる国の基準で大体定

められているもの、残りの部分が独自部分と、そして27年度については1億7,000万がいわゆる資金不足という部分で一般会計から入れていただいています。その1億7,000万がなければ、この繰越欠損金はさらに19億から1億7,000万増えていっているような状況の、そういう経営の悪いベースであって、そこをさらに繰越欠損金が増えていくというのは、病院の信用力といえますか、企業で言ったら当然信用力、そして自己資本が6億、この自己資本も特に現金預金の自己資本ではありませんので、そうなる病院自体の体力というのはもうかなり限界に来ている病院だと思っています。

そういった意味でも、先ほど言いましたように、極力適切な繰り入れの中でこの繰越欠損金を減らしていく。それと、先ほど委員のほうから言われてました減資という部分、減資するには自己資本と剰余金の4億ぐらいの、今でいけば10億ぐらいの減資ができるのかなど。その辺減資したから、例えば経営がよくなるというわけじゃないんですけれども、やはり病院の会計の適正さという面では、その部分も検討しなければならないと。

さらに、前段ありました退職給与の引当金の部分につきましても、やはり病院で働く職員というのは、病院専門職の医療技術者が多いわけですから、その部分の退職金に備えるといった部分できっちり引き当てとして負債に計上していくと。そして病院の規模を明らかにしていくというのが必要なことかなというふうに考えております。その辺については、先ほどからの答弁の中で、ちょっと26年度初めてこの会計制度で整理をしているものですから、まだ全道的にもどう統一されているかわからない部分がありますけれども、その辺さらに当たり前に市民の方に説明ができる、普通の企業と比較できるようなという意味で国が制度を入れてますので、そういった観点でまたちょっと研究を重ねて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○委員長（十河剛志君） ここで暫時休憩いたします。

（午後 2時27分休憩）

（午後 3時00分再開）

○委員長（十河剛志君） 休憩前に引き続き質疑を続行いたします。

平成27年度決算全般について御発言ございませんか。井上久嗣委員。

○委員（井上久嗣君） まずは、一般会計なんですけれども、性質別経費についてちょっと質問をさせていただきたいと思います。

これは監査委員会の決算審査意見書の31ページにも載っておりますが、大きく分かれて義務的経費と投資的経費とその他の経費ということで3つ分かれておりまして、27年度は義務的経費が62億8,700万、投資的経費が40億7,200万、その他が81億9,500万となっております。その推移が下のグラフに記載されております。これは25年度、26年度、27年度と過去3年間載っておりますが、義務的経費というのは人件費等々ですけれども、ほぼ横ばいか若干下がっている部

分もございます。投資的経費、これは今環境センターを含めて大型工事が進んでいますので、右肩上がりの状況というのは理解できますが、その他ということで、ちょうど上のほうで79.5億、81億、81.9億と微増になっております。これは消費税の関係が多分主なものだとは思いますが、けれども、ちょうど26年の4月から消費税が5%から8%になってますので、そういった関係があるかと思いますが、調べてみますと23年、24年、この前の年ですね、その他の経費、これは当時その他の経費がその他の経費と経常的経費ということで2つに分かれてましたので、それを合算したのがほぼその他の経費か、若干の誤差はあるんでしょうけれども、それで比べてみますと、23年も24年もその他の経費はおおよそ75億円ほどということかと思いますが、75億と23年、24年と続きまして、27年度は81.9億円ということで、明らかに増加傾向というふうに見えるんですが、その辺のちょっと要因をお知らせいただきたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 財政課、丸参事。

○財政課参事（丸 徹也君） お答えいたします。

監査意見書における性質別経費中のその他の経費の増加の要因でございますが、まず平成27年度決算におきましては、義務的経費、投資的経費以外のその他の経費の総額は約1%程度伸びてございます。その要因の主なものといたしましては、まず賃金、委託費とか、そういったものの物件費が約3.3%ほど伸びてございます。また、さらに維持補修経費、こちらのほうの部分が対前年度と比べまして約10.8%程度伸びてございます。また、補償費等につきましては、ほぼ横ばいの0.1%の増ということになっておりまして、維持補修経費が前年度と比べまして大きく伸びている要因だと分析しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、維持補修費ですね、これが10.8%伸びているということで、これは25年、26年、27年と、24年からちょっと調べてみますと、24年が6億5,200万、25年が7億1,800万、26年はちょっと下がって6億8,900万、そして27年が7億6,300万と多少でこぼこありますが、上昇傾向という形で維持費が増えているというふうにもとれるわけですが、こういった増加傾向、あわせて今その他の経費という全体を含めて、今後こういう増加傾向が続いていくという形で捉えられているんでしょうか。

○委員長（十河剛志君） 丸参事。

○財政課参事（丸 徹也君） お答えいたします。

性質別分類上の維持補修費につきましては、この部分で除雪経費が入っていることもございまして、この部分は平成26年度と27年度の部分で約20%程度伸びている影響が一番大きい要因だと考えております。

この除雪経費を除きますいわゆる修繕ですとか小規模改修、解体といったような維持補修経費につきましては、平成27年度決算におけます対前年度比につきましては、微減してはいるんですが、約3億程度ということになってございます。過去5カ年程度のこの推移を見てみます

と、5年前の23年度につきましては、いわゆる修繕、小規模改修といった維持補修経費につきましては約2億円程度でございました。しかしながら、ここ数年は約3億円で推移している現状がございます。

今後、更に施設の老朽化ですとかが進むことが見込まれている中、更に施設の管理手法につきましては、予防保全型の維持管理手法を基本とすることから、現状と比べまして維持補修経費については増加していく見込みと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 今ちょうど公共施設マネジメント計画を策定されているので、これから長寿命化を含めて公共施設をある程度統廃合しながら、使えるものは修繕をしながら長寿命化していくということになるので、当然これがやっぱり伸びていくんだろうなと思いますので、逆にいうと今本庁舎を含めて大型事業が一段落すると、投資的経費は抑えながら、こちらの修繕費が増えていくと、ある程度増やさざるを得ないということと理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（十河剛志君） 中館総務部次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） 今年度中の策定を目指して作業を進めております公共施設マネジメント計画、これから具体的な御相談も市議会に申し上げなければなりません、適正な施設量、これについてもある程度数値目標を立てて計画を策定していくという考えであります。

そういった中で、例えば施設の維持管理についても、ある程度予防的に手をかけることで長寿命化させるということになると、どうしてもある程度の維持管理費はかさむだろうというふうに思っております。そういった部分で、長い目で見ると長寿命化によってライフサイクルコストが抑えられるということが1つ主眼になると思いますので、これもなかなか一緒にたにというのは難しいと思うんですけれども、まずは総体的な目標を立てて、それから個々の具体的な施設の維持管理の手法についても、更に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、関連するんですけれども、中期財政フレームにちょっと移りたいと思いますが、これはちょうど27年から3年間のフレームということで、今回27年度決算ということで、初年度ちょうど1年が終わったということで決算が終了したということになっております。この中身はもう議員の皆さん御存じのとおり、公債依存度を14%以内にするとか、財政充足率を7%以上にするですとか、歳出、義務的経費、投資的経費等を除く経費について、26年度決算ベースのうち10%、約7.5億円を目標に削減するというので、3つの取り組みをテーマに進めているんですが、残念ながら公債依存度は3年間で14%以内というのは難しく、オーバーしそうだということで、かねがねより報告はいただいておりますが、決算ですので、初年度1年終わっての確定的なことを含めて、今後3年間のフレームの達成見込みを改めてお尋

ねしたいと思います。

○委員長（十河剛志君） 丸参事。

○財政課参事（丸 徹也君） お答えいたします。

中期財政フレームにおきます初年度である平成27年度の決算ベースで検証結果について簡単に御説明させていただきたいと思います。

まず、公債依存度につきましては、中期財政フレームにおきましては、平成27年度単年度につきましては、今お話がありましたとおり17.87%で想定したものでございますが、こちらにつきましては、平成27年の決算数値といたしましては13.77%ということで、4.1%ほど減少した形になっております。

この減少の要因といたしましては、市税、交付税といったものがフレーム時の見込みよりも増加したということ、それから逆に起債の発行額につきましてですが、当初環境センターの起債発行額については、年度ベースで算定したわけでございますが、こちら繰り越しによって27年度については5.5億円程度減ったこと、さらにいきいき健康センターの建設事業につきましては、当初単年度での建設計画ということでございましたが、こちらが27、28年の2カ年事業になったということでの起債発行額の減ということで減ってございます。

28年度以降の見込みにおきましては、28年度につきましては15.11%、29年度については7.76%ということで、3カ年の公債依存度を14%以内に設定したわけでございますけれども、平成28年度の現計予算、更に現状の総合計画ベースの試算におきまして推計した数値では、平成28年度、29年度におきましても公債依存度が増加する傾向にございまして、3カ年の公債依存度につきましては15.93%程度まで約2%程度上がる見込みということで想定しております。

次に、財政調整基金の充足率でございます。こちらにつきましては、中期財政フレームの策定時におきましては、こちらは平成26年度の決算残高でございますが、14.9億円ございました。こちらが平成27年度決算では16.3億円、更に27年度の決算において歳計剰余金による積み立てということで1億7,000万円積み立てさせていただいた結果、平成28年度の決算の見込みにつきましては18億円程度ということで見込んでございます。

平成28年度の当初予算におきましては、当初予算におきまして財政調整基金の繰入額を6億3,000万円程度計上してございますので、こちら全額を取り崩したとしても、平成29年度の決算におきましては残高が11億7,000万円ということになる見込みになっております。

最後に、歳出の10%の削減の目標値でございますが、こちらにつきましては、平成27年度につきましては、できる限りの財源の確保、さらには歳出削減に努めた結果、黒字決算という形になったところでございます。

以上でございます。

○委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、ちょっと確認なんですけれども、さっき私は前段の質問の性質別経費で、いわゆるその他の経費というのが増加傾向だということなんですけれども、中期財政

フレームの歳出の10%削減、これは義務的経費と投資的経費とを除く経費、まさしくその他の経費に当たるかと思うんですけれども、こちらが増加傾向にあるけれども、中期財政フレームでは10%削減ということでクリアできるという今の部分が、ちょっとこれはその他の計、これ一般会計だけのことでですから、これは全体ですから、直接の比較はできないんでしょうが、その辺の意味合いというか、理解の仕方というか、ちょっと教えていただければと思います。

○委員長（十河剛志君） 中館次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） 中期財政フレームにおけます歳出の10%削減目標、これはいわゆる義務的な経費、投資的な経費を除いた80億の10%ですから8億分、これを3カ年で削減しようという目標でございます。

委員御指摘のとおり、実際にその経費自体は、27年度は前年と比べて多少伸びているわけですが、当初見込みを立てた段階でのこの経費につきましては、病院の繰り出し、これは新しい計画プランを立てる前段でありますけれども、その見込額で約7億8,800万円という推計値を置いておりました。その後、予算策定段階では特別繰り出し等経過措置を含めて9億4,000万円、最終的には決算で11億1,800万円ということで、この中期財政フレーム策定時と比べますと約3.3億円の差があるということで、そういう意味ではそののまず影響があるというふうに考えております。

一方で、義務的経費におきましては3.7%、2億4,000万円、これは公債費の減少ということが一番大きいということですが、そういった部分の影響もあって、最終的に3カ年の中ではこの10%相当額、削減目標になるべく近づけるということで収支不足を改善していきたいという考えでありますので、単純に当初の目標値から言うと、必ずしも達成はできていない部分があるかもしれませんけれども、結果としてその収支不足の改善には持っていけるのではないかとこの現段階での考え方です。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 何かよくわかったようなわからないようなんですけれども、何とかかなりそうだとということで御努力いただきたいと思います。

それで、次に、もう1点だけ最後にお聞きしたいと思います。

今後、庁舎改修も含めて大型事業が進みますので、地方債の残高がどんどん増えていくかと思えます。それで、今平成28年、今回27年度決算をやってますけれども、今たしか381億円ぐらいでしたか、残高があるかと思えますけれども、これはどの時点だったかな。どちらにいたしましたしても、今後地方債、おおむね推測の形になると思いますが、どのぐらいの金額がピーク、どのぐらいの年度になって、その後減っていくのかというような現時点の見込みを年次の部分で教えていただきたいと思えます。

○委員長（十河剛志君） 中館次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） 今後の実質公債比率の見込みについてということだと思います。実

際の償還のピークが平成30年代半ば、これは大型事業の償還が始まるということで、年間30億円程度に達するだろうというふうに見込んでおります。そういう意味では、ピーク時の実質公債比率の見込みとしては、おおむね20%に近いレベルに行くのではないかと推計を立てております。いわゆる早期健全化基準、これは25%ですから、そこには至らないという見込みではありますが、18%を超えますと起債発行が許可制、いわゆる同意という、原則自由から許可を受けなければならないという水準に達しますので、それは超える見込みという状況にあります。

基本的に今後総合計画の策定に向けては、それを裏づける新たな財政計画が必要になってまいります。そういった意味では、公共施設マネジメント計画における施設の維持管理、それから更新の見込みを踏まえて、きちっとした裏づけとなる財政計画によって、この推計をなるべく下回るような計画になるように、今後作業を進めてまいる考えです。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 今、実質公債費比率でお答えいただきましたけれども、これは決算資料の一番裏ページに額で地方債残高が、これ27年末でしょうけれども、359.9億円ということで、今年度、平成28年度末の見込みが381.6億円という見込みが出てますが、これのピークもやっぱり30年代中ごろということになるかとは思いますが、額的にはどのぐらいを今のところ見込まれているんでしょう。

○委員長（十河剛志君） 丸参事。

○財政課参事（丸 徹也君） お答えいたします。

一般会計ベースでちょっと申し上げますが、地方債残高のピークにつきましては、庁舎改築事業の借り入れ後、平成31年度に起債残高が約300億円程度となることでピークとなると考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） そうすると、特別会計と企業会計と合わせると100億ちょっとだと思うので、全部合算すると400億を超えるぐらいのがピークになるということでしょうか。

○委員長（十河剛志君） 丸参事。

○財政課参事（丸 徹也君） お答えいたします。

企業会計の起債残高につきましても、同等の残高の見込みということで考えることから、今井上委員のほうのおっしゃる約400億円程度ということになる見込みとなると考えているところです。

○委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 人口が減る中で残高が増えるというのは、非常に厳しいですが、一番大き

な庁舎改修と、その前段の環境センターということで、まさしく半世紀に一度あるかないかの事業が同時期にほぼ重なったということで、やむを得ない部分もあるかと思いますが、ぜひ中期財政フレームの極力フレーム内に近いような数字になるようなことを含めまして、また公共施設マネジメント計画が今つくられてますが、そちらのほうを着実に実行しながら、財政の健全化を図っていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 他に御発言ございませんか。国忠崇史委員。

○委員（国忠崇史君） 昨日の商工費、観光費の中で、日向白鳥の宿の事業について、松ヶ平委員が問いただしていましたが、答弁の中で一部納得できないところがありましたので、追加してお聞きする次第です。

まず、この白鳥の宿の事業ですけれども、平成22年度の決算まで一応白鳥対策事業、白鳥を守る会の環境整備活動を支援し、観光地づくりを推進した7万5,000円という事業、決算額になってますけれども、この22年度まで継続したという了解でよろしいですか。

○委員長（十河剛志君） 商工労働観光課、徳竹課長。

○商工労働観光課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

ただいま委員お話のあったとおり、平成22年度までの支援ということであります。

○委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 平成22年度の終わりというと、西暦で言うと2011年の3月で終わりということなんですけれども、ちょうど東日本大震災があったときでこの事業が終わったと。結局その年までどういうふうにご利用されていたかということ、もちろん観光向けにいろいろやられていたというのもあるんですけれども、結構就学前児童のバス遠足をやる場所になっていたという事実もあるんですけれども、その点の認識はありましたか。

○委員長（十河剛志君） 徳竹課長。

○商工労働観光課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

就学前児童の施設見学の場所ということを含めまして、市民の方々、それは個人、各種団体の方々、そして市外の方々が訪れておられる場所という認識はございます。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） それで、私自身が保育園児を率いて毎年4月と11月にこの日向白鳥の宿に行っていたんですけれども、この大震災のときに、実は市から連絡があったんですよ。市のどの部署かちょっと覚えてないんですけれども、ひょっとしたら子育て支援のほうか、経済部かわからないんですけれども、要は鳥インフルエンザがどこか、サハリンか、北海道のもっと北のほうで発生したので、石灰をまきましたよと。それで、石灰をまいたとともに、駐車場の入り口にチェーンをつけたので、立入禁止になりましたと。この2011年の4月にバス遠足を予定していたので、私たちはそのままバスの予約もあったので、4月の何日か忘れちゃったけれど

も、白鳥を見に行っただけです。結局チェーンで立入禁止になっていたの、直前にある橋のところから池を見学しました。

ちょっと今言った経緯ですね、石灰をまいたり、チェーンで立入禁止にしたところの経緯は正しいですか。

○委員長（十河剛志君） 藪中経済部次長。

○経済部次長（藪中晃宏君） お答えいたします。

委員お話のとおり、平成22年の年末に全国的に鳥インフルエンザが発生、発見をされまして、全国各地で対策をとられたところがございます。ニワトリの処分ですとか、渡り鳥の飛来地の対応ですとか、全国的に行われたところがございます。士別市におきましても、23年の4月に鳥インフルエンザの拡散を防ぐため、人への感染を防ぐためということで、現地に駐車場がございますが、その入り口に入れないような侵入防止策を講じたこと、それから、雪解けとともに石灰を散布して消毒をしたという事実でございます。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） そして、その後どうなるんだろうと置いていたら、今どんな現状になっているかはきのう松ヶ平委員からお話がありましたけれども、チェーンは外れていたんですね。これは多分市民が勝手に外したとかいうことではないので、立入禁止だったのをいつの間にか解除したということなんですけれども、その辺の経緯はどういう、部内で話されたか、それとも何か獣医さんと例えば相談したとか、そういう何か経緯ございますか。

○委員長（十河剛志君） 藪中次長。

○経済部次長（藪中晃宏君） 23年にロープと一緒に注意喚起の看板も設置をいたしまして、近づかないようにということでありましたけれども、翌年そのまま1年間立て看板、ロープともに現地に放置をしております、翌年雪解けで倒れてしまったということございまして、その間、鳥インフルエンザについては、全国的に見て若干ではありますけれども、収束傾向にあったということで、現場の対応についてはそのままになってしまったということでございます。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） きのうもお話ありましたけれども、地元の農家さんにしたら、いろいろと負担もあつたり、ちょっと鳥が増え過ぎると困るということもありながら、やっぱりそういう未就学の子供が喜んで動物と触れ合う姿を見て、我慢されていた部分もあると思うんですね。市の対応としては、やっぱり立入禁止はやめたんだけれども、その後ある意味放置していたと。その理由としては、昨日いろいろおっしゃってましたけれども、現象面の答えね、車どめのトラフが池に落ちていたとか、駐車場がどこなのか不明だとか、道道沿いの看板を外す一方で、国道沿いの看板は外してないとか、現象面ではいろいろとおっしゃってくださったんですけれども、私が思うには、やっぱりそこを例えば苫小牧のウトナイ湖みたいに、鳥獣保護区だから

生態系保護の場所にするか、それとも経済部で観光マターとして扱うかというところを譲り合っているように見えるんですけどもね。

だから、現象面云々と別に、やっぱり部署間でちゃんともっと話し合うべきだったんじゃないかと思うんですけども、例えば博物館と話し合うとか、扱いを変えていくというような考え方もあったと思うんですけども、その辺については特に論議してなかったということですか。

○委員長（十河剛志君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君） お答えします。

この白鳥の宿に関しましては、先ほど説明のとおり、22、23年ごろからの鳥インフルエンザの関係でチェーンを張ったりというようなことで、今現在についてはちょっと曖昧な状況の中、進んできたということですけども、あそこの地区については、私もちょっと認識不足だったんですけども、北海道が指定する鳥獣保護区になっているそうです。これも以前から鳥獣保護区になっておりまして、ここの場所については平成27年10月1日から平成47年9月30日までの20年間追加で鳥獣保護区に指定をされて、更新をされているそうです。

北海道の考え方としましては、やはりあそこの場所については白鳥ですとか、カモですとか、そういったような渡り鳥の休息地としての場所というようなことで、北海道が認定をしているというか、草原性だとか森林性、鳥類の生息地というような場所だということで、北海道が指定しているということになっているそうです。

北海道としても、あそこの管理に関しましての方針が出ておりまして、ここについては定期的な巡視を行うですとか、法令違反がないかどうか、そういったような監視活動等々も含めて管理方針が出されているというようなこともありますので、市としても北海道がやるべきこと、また市がやるべきこと、これ以降の管理の部分についても、そういったような考え方を整理をしなければならないかなというふうに思いますし、先ほどありました他部署との連携というようなことも過去にはなかなかなかったのかなというふうにも思いますので、そういったところも連携をしながら、今後のあの場所のことについて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 経済部で抱え込まないで、それこそ北海道だとか、それから道庁の関係する獣医さんというか、鳥獣の関連部署とかよく話し合っていて考えていただきたいと思います。

最後に、きのうの答弁でちょっと明らかにどうかなと思ったのは、観光パンフレットに書いてないと言うんですが、私が持っているこの士別市のパンフレットには、16ページ立てですけども、一番ホッチキスでとめてある真ん中の見開きのところですね、日向白鳥の宿、毎年春・秋には3,000羽以上の白鳥が羽を休めに訪れ、美しい舞いを見せてくれますというふうに記述あるんですけども、この点についてはいかがですか。

○委員長（十河剛志君） 徳竹課長。

○商工労働観光課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

観光パンフレットにつきましては、残部数が少なくなってきたときに合わせまして、増刷を行っておりますが、私どものほうである直近の最新のもの、済みません、今の段階では最新の更新時期というところは不明ですけれども、最後に直した部分のときからは、白鳥の宿については載せていないというところでございます。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） いや、残部少ないと前からおっしゃっていて、前十河委員が聞いたときも早くつくるんだというようなことだったんですけれども、実は私8月に士別中学校で上川北部PTA連合会の集会があったときに、ちょっと私もPTA役員をやっているものだから、事務局に入ってたんですけれども、参加者は400人以上いたんですけれども、このパンフレットを配っているんですよね。だから、いや残部は十分にあるのかなというふうに思っていたんですけれども、そういう今おっしゃったのは残部がないというようなことなんだけれども、それは増刷した分を400部配ったということなんですか。

○委員長（十河剛志君） 徳竹課長。

○商工労働観光課長（徳竹貴之君） 現段階におきまして、8月に行われましたときに、最新のものというところが渡っていたのかということについては確認がとれませんけれども、事実といたしましては、現段階最新のものについては白鳥の宿については記載をしていないというところでございます。

以上です。

○委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 結論ですけれども、とにかくこれ以降は観光マターというか、観光資源としてこの日向白鳥の宿は扱わないということで確認していいですか。

○委員長（十河剛志君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） お答えします。

先ほども議論の中でありましたように、鳥インフルエンザの関係で、あそこに人を呼び込むというような中身では、今後はそこはちょっと控えていくほうがいいのかなというふうには思っております。そういった観点からいうと、そういう観光パンフレット等々にも載せていかなというふうな方針が一番いいのではないかというふうに思いますが、ただ、先ほども北海道の中の保護区というような部分で飛来する野鳥がありますので、そういう部分で何もそこを入っちゃだめとか、見ちゃだめとかというようなことではないというふうな考え方もおりますので、そういったことで御理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（十河剛志君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（十河剛志君） 御質疑がないようですので、以上で平成27年度各会計決算認定9案件の質疑を終了いたします。

それでは、これより採決に入ります。

初めに、認定第1号 平成27年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（十河剛志君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 平成27年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（十河剛志君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 平成27年度士別市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（十河剛志君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 平成27年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（十河剛志君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 平成27年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（十河剛志君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 平成27年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（十河剛志君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号 平成27年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（十河剛志君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第7号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号 平成27年度士別市水道事業会計決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（十河剛志君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第8号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号 平成27年度士別市病院事業会計決算認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案については原案のとおり認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（十河剛志君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第9号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。付託案件に対する委員会の報告については、委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（十河剛志君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○委員長（十河剛志君） 以上で付託案件の審査は全て終了いたしました。

これをもって決算審査特別委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

(午後 3時40分閉議)

○委員長（十河剛志君）（登壇） 委員長の退任に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げたいと思います。

平成27年度決算を審査する決算審査特別委員会が9月16日から本日までのうち4日間行われました。委員会の皆様には真剣かつ熱心に審査に当たっていただき、また、理事者、関係部局の皆様には、審査の円滑な運営に御協力いただきましたこと、心からお礼を申し上げたいと思います。

私自身、委員長は初めての経験であり、大変不安でありましたけれども、大西副委員長を初め、皆様方の御協力により、本委員会の全ての日程を終えることができました。

理事者の皆様方には、本委員会での議論をしっかりと受けとめられ、今後の市政執行に生かしていただきたいと思います。

また、報道関係の皆様には、迅速かつ正確な報道に取り組んでいただきましたことを心から感謝を申し上げたいと思います。

簡単ではございますが、委員長の退任の御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。（拍手）（降壇）

以上、本委員会のでん末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

平成28年11月2日

決算審査特別委員会

委員長 十河剛志

副委員長 大西陽

署名委員 井上久嗣

署名委員 粥川章